

平成30年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(14日目)

平成30年 6月 7日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第38号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第39号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第41号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第42号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第43号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君

- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（1名）

- 17番 多田憲治君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	山田孝明君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	平林竜一君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	佐々木利夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	清水和仁君
建設課	長	多田和憲君
上下水道課	長	原武史君
上志比支所	長	森近秀之君
学校教育課	長	清水昭博君
生涯学習課	長	坂下和夫君
国体推進課	長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長      川 上 昇 司 君  
書                              記      高 嶋      晃 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに14日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第38号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、昨日に引き続き、議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を続行します。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

農林課関係、22ページから25ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） おはようございます。

それでは、事前に通告のありました農林課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、22ページ左側、有害鳥獣対策事業でございます。

ここでは、猿の分布地調査の補助金を盛り込んでございます。

これについて、猿による農作物被害はどれくらいあるのかというご質問でございますが。

実は、鳥獣害対策の保険というのがございますが、実際、この農災の保険は、田畑でいいますと麦、そば、大豆、米と、それから果樹ですと梅、梨、柿と、こういう品目しかございません。その関係で、猿は主に畑を荒らすということでございまして、農災のデータがないということから、農家組合長さん宛てにご連絡をして、聞き取り調査をさせていただきました。被害面積はちょっと集計してございませんが、主にタマネギ、大根、芋、ピクニックコーン、ナス等あらゆる

農作物の被害があるということでございます。

また、浄法寺から、今はもう鳴鹿まで一連して猿が出ているということで、軒並み、畑の被害があるということでございます。

それから、家の軒先まで猿が来ているということで、軒先につるしてあるタマネギとか、そういったものも取っていってしまうということでございます。

それから、何よりもやはり二、三十頭の群れであられるということでございますので、非常に住民の方が不安感を抱いているというのが現状でございます。

先週から今週にかけて、主に永平寺の北地区でございますが、農林課も5回猿が出たということで出動をしております。

次に、22ページ右側お願いいたします。

担い手育成事業、ここでは耐雪型の園芸施設の補助金でございますが、ここで対象地区、対象の条件はと。それから地区別棟数と補助金額はということでお聞きになっております。

これは、一般質問でも、川治議員からの一般質問ですね、からも回答させていただきましたが、ここで見ているのは、園芸ハウスの撤去、再建、合わせて1棟でございます。地区は、吉野ホテルの里ファームでございます。

補助金額ですが、これは撤去と再建とは補助率ちょっと違うんですが、合わせて450万8,000円ほどかかります。このうち、国、県、町の補助、これが282万8,000円、この分を予算計上しているというものでございます。

続きまして、23ページ右側のほうお願いいたします。

町単土地改良事業、補正額1,100万でございますが、工事請負費でございます。

一応、例年、1,500万か2,000万の枠組み予算としておりますが、骨格予算ということで、当初は4月、5月が動けないとだめなので400万だけ見させていただきまして、6月補正で残りの分を補正させてもらうというものでございます。

それから、もう既に地区からの要望が上がってきておりますが、大体6月ごろに取りまとめをしまして、緊急度とか平等性も見まして、どこの工事をするというのはこれから決めていくものですから、現時点ではどこをするということはまだ言えない状態です。

次に、24ページ左側お願いいたします。

農村施設管理諸経費、これは上志比農業構造改善センターの修繕費17万3,

000円でございますが、施設の火災保険で対応するのかというご質問でございますが、この施設については昭和61年に建築されまして32年ほどたっておりますが、合併以前の平成17年3月31日に上志比村と山王区長との管理協定によりまして、山王地区において維持管理されているというものでございます。ただし、建物については町のほうで管理しているというもので、火災保険については山王地区のほうで加入しているというものでございます。

続きまして、24ページ右側をお願いいたします。

町単林道事業、これも工事請負費1,700万でございますが、ここでは対象地区はと、それから当初予算が400万、補正予算が1,700万とこの範囲が大きいですが、その原因はということ。それから、25件の地区要望対応であるが、全て要望に対応したのかということと、それから町施策の投資効果の判定、数値報告はないのかと。それから、今後の政策効果を見きわめ、また本事業の位置づけを問うというものでございますが。

この町単林道工事につきましても、一応枠組み予算ということで持たせていただいております。骨格予算なので、当初は400万、それから補正で1,700万というふうに見させていただきました。

林道事業のほうは農業施設と違いまして、農業施設の場合は、例えば農業施設の管理に地区のほうに補助金を流してございます。また、土地改良区というのがございますので、そういうところに割り振りする場合もありますが、林道事業というのは、主にこれ維持管理の工事でございますして、ほぼ町のほうで面倒を見ているというものでございます。

やはり維持管理ということでございますので、林道を封鎖するというわけにいかないで、極力、ほとんどだと思いますが、林道を通れるような工事は全て年度内に見るといようなものでございます。

また、投資効果でございますが、今言いましたとおり、維持管理が主でございますして、なかなか林道を開設して、その投資効果を見るということはできませんが、事業とすれば森林組合の間伐事業というのがございまして、これ29年度で約4,000万ほどの事業でございます。3地区実施しております。間伐面積が大体24.7ヘクタール、それから作業路が大体6,160メートル、出荷数量でございますが、1,844立米でございます。これはほとんど——ほとんどと言いますか、全て大野のバイオマスの発電所に搬出しているというものでございます。

今後も30年度になります。今3地区と言いましたが、今度は6地区、これをやる予定をしております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど農林課長のほうから、猿の被害状況ということでお話をいただきましたが、今回の猿の分布調査ということで、今ほど主に大体志比北地区が主だというふうにお答えいただいておりましたが、これは今回、志比北地区をメインとした分布調査なのか、永平寺町全体の調査をするのかということがまず1点と。

先ほど民家の軒先にまであらわれるといったこともおっしゃっていましたので、なるべく農作物の被害もそうですが、人的被害が大きな要因ですね。なるべく予算が議決されたら、なるべく早目の予算執行をお願いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 今のご質問でございますが、猿の分布地調査というのは、中身で言いますとテレメトリー調査といたしまして、GPS発信機を1機、それからVHFの発信機を2機、要するに猿を3頭捕まえて、これにつけてその行動範囲を記録したり、分析をしたりというものでございます。

今、集団で出ているのは永平寺町の北地区でございますので、捕まえるのは多分、この北地区のほうで捕まえると思いますが、何よりも鳥獣害対策防止計画というのがございますが、これに猿がうたっていないんですね。もし猿捕まえても、単独事業になってしまいますので、来年度の計画の更新のときに猿をうたうために、まずこの猿を調査をして、猿の対応についてもその計画に盛り込むという目的もございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

川崎君。

○11番（川崎直文君） ちょっと確認させていただきます。

24ページの町単の林道事業ですけれども、ただいまの説明では、枠組み予算ということで予算をとりましたと。一方で、25件の地区要望が出てるとい

とですよ。この要望があつて、何か枠組みの予算をとる。普通だと25件の要望に対して、これは今年度中にやらなきゃいけないよということで確定して、そしてそれに1件ごとに概算見積もりをやって予算計上するという事ではないんですか。そのところをちょっと説明してください。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 例年で言いますと、先ほども言いましたとおり、6月めに地区要望を取りまとめます。ただ、林道でございますので、やはり例えば雪害であったり、豪雨であったりということで、既に山が崩れているというところは緊急的に対応させていただきますし、一応要望もほとんど維持管理、地元の集落の方も大体15集落は自分で維持管理しているんですが、やはり人力ではなかなかもうできないというような状態で、機械導入で町のほうにお願いしてくるというのが多いと思います。

枠組み予算でございますから、これを配分するわけなんですけど、一応それぞれ設計起こしまして、優先度の高いのからやりまして、例えば予算がないというときには土砂だけ撤去して通路を確保するとか、また大きな災害については県単に持ち上げるとか、そういった作業である程度おさめるような形にしております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） わかりました。現場の声を聞きますと、今回、やはり大雪ということで緊急性を要すると。早くやってくださいよという声が聞こえてきますので、今の仕組み上で仕事を進めていただいて、直ちに一日も早く取りまとめしていただいて実行に移していただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 先ほど上志比農業構造センターの保険の話ですけども、聞きたいのは、保険を使うのかどうかであります。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 保険は、山王地区が火災保険のみ入っているということで、この建物の補修については保険の対象外となっております。したがって、これは町単で直させていただくというものでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 関連質疑を認めます。

質疑ありませんか。

滝波君。

○2番(滝波登喜男君) 先ほど鳥獣害のところで猿の分布調査がありました。来年度につくる鳥獣害対策の計画に使うということですが、ただ、猿の被害は今も進行中ということなので、この分布調査をして対策をとるというのか、多分、それは調査をして計画をつくってという非常に時間がかかるので、とりあえず、今、対策を講じているということは何かあるんですか。

○議長(齋藤則男君) 農林課長。

○農林課長(野崎俊也君) 猿については、もう既に活発に出ておりまして、非常にうちとしてもなかなか対応しにくいところがあるんですが、現状で言いますと、花火などを使って追っ払うことしか今やっておりません。

以前、28年だったと思うんですが、猿のおりを3カ所かけたんですが、全くとれなかったというところもあります。

そういうところで、猿について嶺南地方のほうが非常に活発にやっているということで、嶺南の有害鳥獣対策協議会ともいろいろお話しさせてもらった中で、やはり猿の分布調査をしたほうがいいと。猿の動きをやっぱり明確にわかるということで、これをもとに、例えば檻の設置する場所なんかの設定とか、あとGPSは非常に半年ぐらいしかもたないんですが、VHFですと3年ほどもつということで、猿の動きもわかるということから、事前にその察知ができるというものもございます。

そういうこともあって、今、もちろん防止計画の中にそういったことを歌い込むという中での調査だと思っていただければいいと思います。

○議長(齋藤則男君) 金元君。

○9番(金元直栄君) 質問は通告してなかったんですが、今の猿の被害の調査の問題ですけど、僕はやっぱり行政対応遅いと思うんですね。今になって調査というのでは、本当は事業でも調査できると思うんですが、猿対策は。

そういうことも含めて、本町のいわゆるイノシシや鹿や、害獣による獣害の被害の、例えば金額の換算というのはしてないはずですね、ほぼ。大してできない。しかし、現実的には地域では、例えばうちのところでもはぐれ猿と言われるのが出てきて、いや、ラッキョウまで引き抜いて食うてるとかというのは出てきて

いるんで、えっ、猿がそんなもん食うんかという話やけど、おばちゃん方はそういうことを言っているんや。あんなこと引き抜いて食っているのは猿ぐらいしかいないという話が出てます。

そういう意味では、そんなに難しく考えずに情報提供。例えば有害鳥獣駆除隊員なんかの日誌では、どこで、いつ鹿にあったんかとかいうことを記録しろというのがやっぱりあるんですね。そういうようなんです、できたら気軽に情報を集めるということも大事だと思うんです。

例えば熊なんかでいうと、村の中を徘徊しているというのは、それは熊が出たということですね。そうでしょう。でも、山の中で熊に会ったというのは熊が出たというわけでないですよ。

そのわきまえている熊の場合は駆除の対象にならないと思うんですよ。村の中うろうろしてる時には対象になる。だから、そういう意味では、そういう危険度を含めてどうしてるかというのは行政もやっぱりもっと広範に情報を集めるような方法を何か考えておいてほしいなと思うんです。

特に猿の場合は、頭がいいだけに、ただとればいいというわけではないみたいなんですね。とることによって群れが分散して、なお被害がひどくなるということもあるので、そんなことを含めて、獣害に対して対応するためにはもっと広い情報の集め方を、業者に頼むんでなしに、町民からそういう情報を集めるのをいろいろ考えてもらうといいなって思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 現時点でも、町民の皆さん、非常に敏感に反応されておられて、特に熊ですとか、イノシシですとか、やっぱり見かけた場合にはすぐに連絡が入ってまいります。

ただ、今、猿については基本的に永平寺北地区に多く出ている関係で、例えば志比小学校の山にも1頭出たとか、吉野でも1棟見かけたとかっていうことも聞いてございます。

町としましても、鳥獣害対策協議会というのがございますから、そういう中でこういった取り組みも十分検討して、今後対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野君。

○13番（奥野正司君） 24ページの左側、先ほどの雪害の件でございますが、通常、火災保険に入っていると、特に限定しなければ台風による風水害とか、雨風とか積雪の場合は保険に含まれますが、火災だけに限定すると含まれませんけれども、そこは今の説明ですと火災、火事に限定しているということですか。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） これ、建物自体は農業構造改善センターと町の事業として立てている関係で、もしそのほとんどが山王地区が利用しているということで、山王地区さんも火災を起こした場合の対応ということで、火災保険のみの対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ、次に商工観光課関係、26ページから29ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

○商工観光課長（清水和仁君） それでは、事前に通告がありました商工観光課所管関係のご質問について、ご説明を申し上げます。

予算説明書26ページをお願いいたします。

左側の商工振興事業補助におきまして、キャッシュレス決済推進事業補助金120万円を上げさせていただきましたことについて、今年度15件だが、来年度以降について、そして15件を超える申請があった場合は補正するのかというふうなことについてご質問いただいております。

この補助については、県が昨年度から2年間において市町に対して補助対象経費の3分の1を補助するということになっておりまして、それを受けて本町、今年度するというものにして取り組もうとしているものでございます。

来年度については、県も今のところないということなので、町も継続する予定はございません。ただ、店舗などキャッシュレス化については、観光客へのおもてなしや地元消費者も含めた消費喚起、売り上げ向上にも大変有効であると考えておりますので、今年度の申請状況、反響などを鑑みながら検討していくということもあろうかなというふうには思います。

なお、補正に関してですけれども、福井県では、今年度、予算額が1,000万円、250件分の予算枠ということでございます。福井県の補助枠が残っているようであれば、補正というふうなことも検討させていただきたいかなというふうには思っております。

続きまして、同じ項目ですけれども、どのような小売業者を対象にしているのかというふうなご質問につきましては、常時雇用従業員が50人以下の飲食料点小売業、宿泊業、飲食業、タクシー業を営む事業所ということで、チェーン店舗を除くということにさせていただきたいと思っております。

観光消費額が高い外国人観光客がキャッシュカード等を使う割合が高いということから、この事業は効果が期待できると思っておりますけれども、ご質問では、町内の外国人旅行者の推移はというふうなご質問でございます。本町の外国人観光客は、大本山永平寺の外国人参拝者数を指標としておりますので、その数字でお答えさせていただきますけれども。平成25年度から行きます。8,774人、そして1万161人、続いて1万754人、1万1,283人、そして最新の29年度で1万4,638人ということで、平成25年度比で67%増ということになってございます。

26ページ右側、観光事務諸経費について、観光誘客の招待カード事業というのを取り組むわけですけれども、参拝料の負担についてというご質問でございます。

カードを提示した際は、1枚あたり5名までの参拝料を無料とするというふうなことを考えてございます。その分の参拝料は町にて負担するというようにしたいというふうに思っております。予算では、500円の参拝料の100人分として計上させていただきました。

また、観光客数が減少しているがというふうなご指摘でございます。各種のKPI数値では大本山永平寺の参拝客数を用いておりますので、その数字にてのことだと思っておりますけれども、確かに新幹線効果、開業効果等もあり、前年比11万人増加した平成27年が58万人、その後56万人、昨年が52万人と減少しております。新幹線効果が一段落したことは大きな要因でありますけれども、減少し続けていることについては大きな課題でありますと思っております。

ことは国体が開催される上、夏に完成します門前参道等について周知を徹底し、誘客につなげたいというふうに思っております。

具体的には、国体にあわせてスタンプラリーというふうなことも企画し、誘客チラシを活用してまいりたいというふうに考えております。

27ページをお願いいたします。

左側の情報発信事業におきまして、観光案内バス内液晶広告料26万円について、この事業でどの程度の入込数を見込んでいるのかというふうなご質問をいた

だいております。

この事業は、金沢市内を走る観光周遊バス3台の車内液晶モニターに広告を出すものでございます。1台あたり年間25万人が利用すると聞いてございます。2分30秒サイクルのうち、14秒間、7秒ずつ2種類の静止画を映し出し出すことができるということになってございまして、主に大本山永平寺及び門前参道の情報発信を考えてございます。

ある調査でございませけれども、サイネージ広告を見て実際に商品を買ったりお店に行ったことがあるというふうな調査、これは商店に限ることかもしれませんが、では23.6%の人が行ったことがあると。買ったことがあるというふうな回答をしているようなデータもございませ。観光地への誘客のデータとは違いかもしれませけれども、いい数字かなと思ってお伝えしましたけれども。4人に1人が行動に移しているという結果を見ても、サイネージをしっかり見ていただくというのは有効なかなというふうに思っております。

バス内ということで、町なかで歩いている状態とは違うので、比較的ちゃんと見ていただけるのではないかなというふうに思っておりますので、効果があるかなと。そしてまた、多少、地元の人にも利用されるようございませますが、地元の人ですと何回も何回も見ることになりますし、観光客の人でも金沢は、市内でいきますと1日で大体見終わってしまうと。宿泊する方はもう1日どうしようかというふうなことも聞いたこともございませ。そういう方に関して、じゃ、その広告を見てあしたはってというふうなことも考えられるかなというふうに思っているところでございませ。

具体的な入り込みの数字ということで、はっきりと申し上げられませけれども、3台で75万人ということで、例えばそのうちの1%としても年間で7,500日となりますが、100人に1人と、うまくいくかどうかはわかりませけれども、そういうふうな効果が出るというかなと。これは年間ですので、今年度でいきますと8カ月掲載ぐらいになりますので、1年分というわけにはいきませけれども、そういうふうな情報発信をしていきたいかなと思っておるところでございませ。

右側の観光まちなみ魅力アップ事業に関しまして、どのような方を評価委員にするのか。またどのような評価方法かというふうなご質問でございませ。

委員は5人を考えております。福井県立大学とは包括的な連携協定を締結していることもあり、学識経験者としてお願いする予定でございませ。また、今まで

の事業成果を客観的に検証していただくということで、地元の有識者とか、あと地元の観光団体の方というふうな方で構成したいというふうなことを考えてございます。

また、評価の方法ということですが、都市再生整備計画事業の事業評価体系の根幹をなすP D C Aサイクルに基づきまして評価を行うということで、アンケート調査も実施しながら、事業成果の評価、それから実施過程の評価、今後のまちづくり方策の作成、評価結果の作成、評価結果の公表などを行うということにしております。

28ページをお願いいたします。

右側の門前観光施設管理諸経費につきまして、A I コンシェルジュの経費についてと、観光案内所ですが、経費についてというご質問がございますが、説明にあります使用料及び賃借料、観光案内A 1システム利用料、171万1,000円がそれに当たります。一月当たり21万3,840円の8カ月分ということで計上しております。

この経費は、システムの利用料、機器のメンテナンス料、データの更新・分析料を含んでおります。ここで、データの更新と申しますのは、各種案内情報の追加であるとか、修正であるとか、そういうことだけではなくて、お客様からいただいた質問に回答できなかった事項などについても記録を残しながら随時追加修正をしていくというふうなことでございます。よって、月日が経過すればするほど質問に対するデータの蓄積がされて、より人との会話に近づいていくというふうなことになるかと思っております。

さらに、この機器の観光での利用が初めてということで、メーカー側として観光所内への入館者数、そして男女での質問内容とか興味、視点がどのように違うのかなど、各種の分析機能も加えていただけるということになってございます。

先ほど申し上げた一月当たり21万3,840円の利用料は、当然、次年度以降も必要になってきますので、次年度は25万7,000円を計上することになります。メンテナンス料やデータ更新料も含んでおりますので、その他特別な機能を追加しない限り、基本的には定額ということですが。

なお、このA I コンシェルジュには、動画を流したりということはありませんので、基本的に、最初は案内する女の子の映像がいて、それに対して答える。最初には「いらっしゃいませ」という言葉も出るような形で進めているということでございます。

観光案内所のランニングコストにつきましては、大きなものとしては、先ほど申しあげましたA I システムの利用料、そして施設清掃及び施錠開錠委託料のほか、消耗品費、それから電気料、水道料などがございます。今回の補正予算513万2,000円のうち、308万2,000円がそれに相当します。次年度以降分では12カ月分となりますので、ことしの積算のとおりであれば448万円程度を見込んでおります。想定しております。

29ページ右側に移ります。

吉峰寺キャンプ場施設管理諸経費につきましては、利用者の推移、政策効果把握の数値、今後の方向性についてということでございますが。

利用者の推移につきましては、29年度670人の利用でございます。土曜、日曜日に悪天候が多かった28年は451人と少なかったのですけれども、例年は650人から800人程度の利用というふうなことでございます。

昨年度は多少大きな修繕がございましたので165万円の歳出がございましたけれども、平均すると90万円程度の経費。一方、歳入では、年間15万円程度。利用者1人当たり、差し引きしての1人当たりですけれども、1,000円強の持ち出しということになってございます。

また、行財政改革の実施計画では、指定管理への移行を検討しているということになってございます。施設自体、ロケーションは悪くないと思っておりますけれども、かなり施設の老朽化が目立つということで、施設利用に当たっての魅力度という観点では疑問符をつけざるを得ないのかなというふうなことを思っております。

修繕が必要となる箇所も多くあるということでございます。現在は最低限の工事、修繕ということで計画をもって維持管理に当たっておりますが、今後、地元の皆様のご意見、そして地元の皆様による管理というふうなこともあわせて、いろんな角度から検討を行い、今後の方向性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、観光施設、今、観光案内所ですが、今回、I o Tを利用してやっていきます。

今ほど言いました、常に更新していく中で、観光客の皆さんがお話ししたことを更新していきます。どういったことを求められているか、どういった質問が多

いかというのを実はログに残しまして、記録に残しまして、そのデータが役場、また観光物産協会に来ます。それを分析して、永平寺町に来てる観光客の皆さんは、じゃ、何を求めているのか、どういったことを知りたいのかというのが分析できる、これが一つのI o T、A Iとなります。

今、ランニングのお話ししましたが、これを全員協議会でお話ししています。最初、このI o T、三カ国語対応します。専門の方を入れますと、大体時給が1,200円から1,800円。日本語だけの方ですと1,000円以下で、そういった方を二、三人雇用しますとランニングがやはり大きくなってくる。その中で、これからの公共施設の進め方という中で、いかにランニングコストを落として効果を持たせるか。また、I o Tを推進している町でもありますので、こういった形でやっていきたいと思えます。

それと、全員協議会でもお話ししましたとおり、今、この観光案内所、収益も上がる、いろいろな事業も、これは関係団体もありますので、まだ今詰めの段階ですが、収益が上がる、そういった取り組みもしていきます。それが黒字になるのが理想なんです、このランニングの割合を少しでも減らしていく、そういった取り組みもしていきたいと思えますし、また、この施設でI o T等のいろいろな管理ができることによって、ほかの公共施設にもこの技術が使えないかというのを検証していきたいというふうに思っております。

それと、吉峰キャンプ場ですが、実は今、吉峰の皆さん、花を植えていただいたり、あのキャンプ場、世帯数も少ないのでなかなか全ての管理というのは難しいんですが、花を植えてきれいにさせていただいたり、清掃とかもさせていただいております。

こういった中で、早稲田大学も昨年、おとし入って、いろいろなご提案をいただいております、今ほど商工観光課長、「疑問符」という言葉を使いましたが、そこの施設をどういうふうに地元の皆さんが生かしていきたいのか、また早稲田大学の皆さんの提案を生かしていけるのか、それがまた現実性があるか。こういったことをやはりしっかりと踏まえながら、その疑問を解決していくというのが大事かなというふうに思えます。

それと、また、観光につきましては、やはり今大きな投資をしている中で観光客が右肩下がりになってきているというのもあります。地元の皆さん、また関係団体と連携して、まずは今、今年度の目標は52万人までなってきたので、とりあえず右肩下がりをとめる。52万人を維持させる。まず、ここ。できれば少し



でもいいから右肩上がりにしていく。これが次の右肩上がりにしていくステップにもなると思いますので、今、商工観光課、この数字を追って、課全員で一生懸命取り組んでいるところですので、また皆様のご指導、ご鞭撻よろしく願います。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 私も、このA I コンシェルジュ、結構期待してるところであります。当然、A I コンシェルジュのところもあるんですが、やはりそれは受け答えだけなので、この前ちょっと課長にも聞いたら、要は動画の部分も、要は別のモニターとかそんなので紹介するのはあるよと。

やはりA I コンシェルジュでいろんな効果音やります。例えば恐竜館とか紹介します。それで何か紹介したやつが、ある面では次のステップで、例えば次のあれで見れば出てくるとか、一つの流れの中でできるような、ただ、そのA I コンシェルジュのあれもあるんですが、その次の手段はどうするのか。要はそこで聞き込みだとか、そんなのはどうするのかもある面ではちょっと考えていただけると今後はいいんじゃないか。

それによって、当然、費用も発生しますので、なかなかそこらあたりの持ちつ持たれつありますが、先ほどの中で収益も上がるような形ということになっていますね。例えばそこで、その紹介の中に業者の宣伝が入りますと。その宣伝の費用をもらうとか、それも一つの収益になってくるので、例えばA I コンシェルジュの次のステップのところではいろんな紹介の中で収益をもらうと。紹介の映像を流すとか、そういうなので広告料もらうとか、そういう形もいいんじゃないかと思いますので、次のステップもぜひ考えていただけるといいんじゃないかなと思います。そこらあたりの見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また、可能性と発展性はこれからあると思います。課長申し上げたとおり、観光地は実は初めての取り組みになりますので、こういったことで収益上げられるとかというのがありますし、また、今回、本当は条例をちょっとおくらせていただきました。それはその施設を利用する方からどういった料金体系でいただくか。これからの公共施設の考え方の中で、それはもう住民サービ

スで皆さん触れ合ってもらえることが大事な施設もあれば、こういうふうにランニングを何とか抑えて、また一つの拠点としていく、そういった施設もあります。

やはり今までですとそこに人を置いて、人件費が膨大にかかっていくというの也有りますが、少子・高齢化の時代、もう皆さん人手不足というの也有りますので、こういった技術をどんどんやりながら、そしてうちはIoT推進ラボも有りますので、そこでまたこういったことも検証して、民間の皆さんにもこういったことが落とし込めるような、そういったことができればいいなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど商工観光課長のほうからお答えをいただきましたが、やはり観光客が新幹線の金沢開業の効果が薄れてきていると。それに伴いまして、観光客が減少してきているといったようなことをおっしゃっていましたが、やはりそれだけで終わらすのではなくて、今度、福井開業に合わせて、やはりどんどんPRをしていく。その一環の中で、金沢のほうでこういったサイネージの事業というのをとり行われると思います。

その中で、やはり1台25万人、年間、それを3台で75万人の利用客がいるといったことで、その1%としても7,500人ということをおっしゃっていましたが。やはりこの中で具体的に努力目標といひますか、大体どれぐらいの効果を見込むのかといったこともやはりお示しをしていただきたいなど。やっぱりそれに向かって取り組んでいかなければ、なかなか効果があるかわからないとか、うまくいくかわからないとかっていう答弁では、やはりなかなか厳しいものがあると思っております。

先ほど町長もやはり商工観光課、数字追っかけて、職員の皆さん一丸になって数字を追っかけるといったご答弁もいただきましたので、やはりしっかり商工観光課の中でこういった目標数値設定とかっていうのをきちっと捉えていただいて、この事業に取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） なかなか数字上げるのは難しいと申し上げましたけれども、実際難しいかなとも思ひますけれども、やはり目標ということも含めて上げることは必要かなと思ひます。

また、参考までにですけれども当初予算でもお認めいただいていますけれども、『まっふる福井』の表紙の裏面の広告についても、まだ間もなく締め切りになるので、写真までは載せられないんですけれども、参道のPRもさせていただきたいというふうな。あと『北陸道楽』というふうなJR等の雑誌とかもございしますが、そういうふうなものも、できるものからPRをしていきながら、あわせてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野議員。

○13番（奥野正司君） 先ほどご説明ありましたが、吉峰寺キャンプ場の利用者、昨年度は670人ということでございましたが、例年なら650から800人平均ということでございます。

多少なりとも、入りと払いとで持ち出しになっていても、これを今ほど説明もございました門前の観光案内所を新設される、観光案内所を有効に使うって、例えばこの吉峰寺のキャンプ場だけではなくして、吉峰寺、お寺さんとか、あそこにすぐ近くにあります道の駅とか、禅の里温泉とか、あるいは川の反対側にあります浄法寺さんのキャンプ場とか、そこら辺を含めて、このAIコンシェルジュに何か教えてしゃべらすとか、あるいはその観光案内所でパンフを渡すとか、利用のクーポンを渡すとか、そこ1カ所、2カ所、3カ所。幾つ行ったらポイントつく。ポイントか割引券かなんかわかりませんが、そういうふうな利用のメニューとか、観光のメニューを開発していくのがまず先ではないでしょうかね。と思います。

例えばきのう、きょうでしたかね。大野なんかも大野へ来る観光バスが観光ボランティアのガイドさんいっぱいいらっしゃいますけれども、観光バスの滞在時間は大野で1時間10分らしいですね。1時間10分ですと、いろんなところ見てほしいんだけど、ずっと下のほうだけ見て、はい、もう出発時間ですよとなるということで、非常に残念だというふうな観光ボランティアの方の声も紹介されてました。

それで、我が町も大野がそれをいかにして克服するか。例えば大野城へ上がっていただいて、今、天空の城で名が売れています大野城とか、下の碁盤目状の町並みとか、それをぜひ見てほしいというふうな工夫もされているようですが、我が町もいろんな滞在時間、門前の滞在時間が1時間10分なのかどうかはわかり

ませんが、それをいかにして延ばすかという発想をそういう観光メニュー、利用のメニューを開発されて、永平寺町における滞在時間を1時間から1時間半、2時間とかに延ばす方策を考える中で、この吉峰寺キャンプ場の利用度をアップするという含めて検討していただけないかなと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） まず、AIコンシェルジュでご案内するという事に関しましては、徐々になるかもしれませんが、町内のいろんな情報を盛り込んでいきたいと思っておりますので、今ご意見いただきましたので、キャンプ場情報とか、そういうことについても盛り込んでいきたいというふうに思っております。

また、キャンプ場も含めて、町内のいろんなところを結びつけて観光の魅力をアップするというふうなご意見をいただきました。現在も周遊福井エリアとか、それから奥越エリアとかとあわせて、周遊滞在型の観光の事業を進めていたりとかいうふうなこともしてございます。その中のことの中でも考えていたりとか。

あと、参道もできるということもあって、これらをうまく生かしていきたいというふうなことで、今後、門前観光協会、それから観光物産協会、そして商工会の観光部会というんですか、そちらのあたりとも協議をしていきたいというふうなことで申し込みといたしますか、お話をしてございます。役場が主導というわけじゃなくて、皆さんで考えたていただいて、いいメニューといたしますか、施策を生んでいきたいなというふうなことも考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 次に、関連質疑等を認めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ、次に建設課関係、30ページから33ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、事前に通告をいただきました事項につきまして、補足説明をいたします。

まず、予算説明書30ページ左側、住宅支援事業の福井の伝統的民家群保存活用推進地区補助金でございます。

指定のメリット及び活動内容、補助申請手続についてのご質問をいただいております。

推進地区に指定されることによりまして、その地区の町並み景観を保全しようとする取り組みに対しまして、年間最大20万円、2カ年までの補助を受けることが一つございます。

また、個別の伝統的民家の改修に対する補助の限度額につきましても、推進地区外は1件当たり200万が上限でございますけれども、推進地区内は300万円となるといったメリットがございます。

昨年度までに3地区が制度を活用しておられますけれども、活動の内容といたしましては、推進地区であることをPRする看板の設置であるとか、地区内の民家を案内する看板の設置、またごみステーションの塗装や板張りによる景観の向上というような取り組みを行っておられます。

補助金につきましては、町から区のほうに、各地区のほうに交付いたしますので、交付申請書や完了報告等の手続は地区のほうから町に提出されることというふうになってございます。

続きまして、30ページ右側、道路橋梁維持補修事業の町道維持補修工事でございます。

対象の町道はということで、対象としておりますのは松岡渡新田地区内の町道御陵29号線というんですけれども、舗装の打ちかえの工事及び上志比の除雪車格納庫付近の大月藤巻線、農免道路と通称なっておりますが、その舗装の打ちかえ2件でございます。

続きまして、31ページ左側、除雪事業の中の消雪施設補修工事の対象施設ということでございますけれども。

これは志比堺の旧道の消雪用のポンプ設備ということでございます。この施設は、昭和59年に完成しておりますけれども、30年以上が経過しておりまして、昨年の点検でも機器の腐食が見られたという報告ですので、ポンプ制御盤を更新するという内容でございます。

同じく除雪事業の道路除排雪機械購入補助でございますけれども、補助の要件

でありますとか、メンテナンスの負担区分というようなご質問でございます。

この事業の補助要件ですけれども、補助によって機械を購入してから10年間、当該機械により町道の除排雪を行うということとなっております。

また、この制度による機械の所有権はあくまで購入した業者でございますので、メンテナンス費用は業者が負担するということになっておりますし、また冬期間以外は除雪以外の用途に使用することも禁じておりません。

続きまして、31ページ右側でございます。

一般道路改良事業の町道整備工事の対象事業というご質問でございます。

対象事業ですが、松岡吉野堺地系の吉野3号線における道路拡幅工事、吉野1号線から国道416のバイパスに向けての区間です。それと、松岡室地系になるんですけれども、松岡清水の集落内から松岡公園に上る路線ですね。あそこでガードレールは傷んでいるということと抜け落ちているところもありますので、その設置工事。もう一つ、松岡上合月地系の集落内の側溝改良工事、これずっと継続しておりますけれども、この3件でございます。

ご質問の中の御陵32号線につきましては、骨格予算の中に計上してございます。

続きまして、32ページ右側、都市計画事務諸経費の都市計画審議会について、開催の頻度でありますとか、審議内容等につきましてのご質問でございます。

都市計画審議会は、都市計画の決定が必要な事項が発生した場合に開催いたします。したがって、年何回というふうに定期的で開催しているものではないです。

今回の審議の内容でございますけれども、国交省が永平寺インターの付近に除雪基地を計画しております。これにつきまして、今、当該地区は特定用途制限地域に入っております。計画の面積を見ますと、単独車庫という面積がその規制されている上限を超えるというふうな計画であるということですので、そういった場合、都市計画審議会の意見を聴取して、認められれば建築可能というような条例になってございますので、そのために開催するというものでございます。

開催の時期につきましては、国交省の設計が完了しましてある程度図面なりがそろってからということで、具体的な時期はまだ未定でございます。

最後に、33ページ左側、松岡公園維持管理諸経費ですけれども、完了年度と、あとPRなどについてのご質問でございます。

松岡公園整備事業、23年度から開始しておりますが、今年度で完了いたしま

す。全面供用開始に当たりまして、PRですけれども、ホームページ、フェイスブックを通じて町内外への発信ということはもちろんしていきますし、あと今まで私らのときも学校の授業の写生とかで公園に登った覚えがありますので、その辺、学校や幼稚園にも何か活動の中で使っていただけるようにご案内していくというつもりでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 誰も挙げないので。

33ページの松岡公園のところですよ。私は、今年で終わるということで、前々から整備に当たった後の活用についての話になりました。それは費用対効果という形の言葉もありますが、それでは論議できない部分もあるんじゃないかと思っております。

ただ、よく言われているのが、そこに登ったときの眺望が、ある面では立木やらそんなので余り眺望がよくないところもあるよというのは聞いたりもします。

それから、その利用のところの仕方ですが、今ほどホームページやら広報紙で宣伝する、または学校の授業で使っていただくということがありましたが、当初のあれではえい坊館のあこを発信にして、町なか歩きながら山上がってもらうということであるとか。

また、後、これは結果的にはうまくいかなかったかもしれませんが、ちょっとハイキングコースのところであると、それから今の二本松山古墳ですかね、あそこのルートの紹介であるとか、いろんなPRの仕方があると思うんですよ。

当然、ホームページやこれだけのPRだけじゃなくて、先ほどの映像設備であるとか、いろんなところの施設がありますから、そこにやはりそういうものをきちっと意識する。

それから、今のちょっとうまくいくかいかんかわかりませんが、丸岡町のグリーンセンターありますね。あそこはまたグリーンセンターのヨシがあるんですが、あそこの近くでは山があるような公園らしくというのはこの近くでは松岡公園だけだと思いますので、その連携をとるとか。もうちょっと今お聞きしたんでは、ホームページ、PR、学校PRだけでは本来のその整備したのが生きてこない

じゃないかと思うんで、ぜひそこらあたりは、僕も知恵はないんですが、ぜひ知恵を絞って、活用のあれをやはり試みる必要があると思うんですが、ちょっと見解をお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また、えい坊館建設のときも松岡公園とのコラボレーションができないかとかというお話もいただいておりますし、また改修前は商工会さんがぼんぼりをずっと花見の時期になるとやっていたいてました。それが今の時代にふさうかどうかというのはあれなんです、また商工会さんとか、いろいろな皆さんとちょっとお話もさせていただいたり、えい坊館と松岡公園、またえい坊館からこの前ありました十二曲がりとか、説明もしていますが、そういった連携が点と点を線で結ぶ、何かそういったのができればいいなと思っておりますので、長年かかってやっと完成が見えてきますので、ただ、できて終わりではなしに、利用して初めてその効果が出る。利用していただいて、初めてその効果があらわれますので、関係課。建設課はなかなかそういったPRは下手な課というのがありますので、違ういろいろな課、生涯学習課、商工観光課、いろいろな課が連携してやっていきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ、関連質疑を認めます。

質疑ありませんか。

小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今の松岡公園ですが、これで完成ということですが、大きな公園の改修というのは、清水から天龍寺のほうに道ができた。いわゆる通り抜けができるという大きな目的があったかなと思うんですが。ここで、ちょっと僕はしもうたなという反省があるんですが、今の十二曲がりも、あるいは古墳公園も含めたいろんな観光行事の中は、ほとんどが歩くということを前提にしているんじゃないかなという思いがします。

そういう意味で、松岡公園は車で上がって、公園の上に着いて、そこで散策するという、そういうことになっているんじゃないかなと。下から歩くという部分がない。前に一回行ったことあるんですが、松岡小学校のグラウンドの横、登り口との間に細い場所があるんですが、あそこいわゆる歩いて登る道ができなかったかなと。



あるいは、清水からも歩道をつけると非常にいい部分があるんじゃないかなという気がします。これはちょっと関連になるんですが、そういうことで、今後検討していただけるとありがたいなと思います。

これは関連です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、中学校の横は国体に向けて駐車場も7月末にはあそこきれいに舗装ができるようになります。まずそこにとめていただいて歩いていただけるといのもありますし、なかなか歩道までは交通量も多くないので厳しいかもしれないませんが、そういったのもできるかなと思います。

あの駐車場に松岡公園の何か地図とか看板とか、こっちからウオーキングコースとか、えい坊館そっちですよとかっていうのを出してもおもしろいかなと思いますし、あと、僕が中学生のころ、室教育長監督でしたが、朝、練習前に走って松岡公園へ走りに行ったのも覚えております。そのとき、松岡公園走ってこいとされるとうれしくてサボれるんで、うれしくて。

ただ、そういった子どもたちの松岡小学校、松岡中学校になりますが、ちょうど間に松岡公園がありますので、何かそういった部活動とか、健康づくりとか、そういったレクリエーションとか、そういったまた学校教育課の視点でも使っていただけると値打ちがあるなと思いますか、うれしいなと思いますので、またいろいろなお提案をよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 前質問したときに、いや、その構想はもうなくなっているんじゃないかと言われたのは、福寿苑でしたっけ、あったの。あそこをバーベキューができるようにしようという計画が一番当初あったと思うんですね。途中でそれがどうも怪しくなっているように思うんですね。

そういうことを考えると、僕は公園でバーベキューができるところって意外と少ないんやね。オートキャンプ場って、吉峰のキャンプ場なんかは使えるようにしようっていう話もありましたけど、そういうようなのはどこかでもしそれがオーケーなら、知らさせられるような地図にきちっと入れておくとか。

それで、今、町長走らされたっていう話ですけど。

○町長（河合永充君） 走らせとるか、トレーニングですって。

○9番（金元直栄君） いえいえ。いや、トレーニングで。

いや、実は松岡公園ていろんなところから上がれるところがあるんですね。例

えば清水区の入り口の、今工事している交差点のお墓の横からも上がる道がきれいに昔はあったんですね。今はないけど。そういう意味では、公園整備の中でそんなに金がかからなくても、そういうようなこともきちっと整備しておくことが大事なんかなど。

今、小畑さんが言われたように、あの道の横に登る道もありましたけど、今は定かでなくなっている面もあるんで。

○町長（河合永充君） 今はどうかな。たしか道あって。

○9番（金元直栄君） トレーニングで使うためじゃないですよ。ちゃんと散策ができるように、そういうことも含めて、いわゆる大きいところだけ。お金のかけるところだけというんでなしに、何かそういう公園としての整備。さっき言ったように、ちょっと立木なんかも本当は協力していただいて、あんまり高くなってきて、眺望がきかなくなったところは眺望きくように。霞ヶ城が見える公園で僕ら教わりましたんで、そういうことも含めて、こうやって完了してくるところで、最後のチェック、点検してほしいなと思っています。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

---

（午前10時07分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

河合町長。

○町長（河合永充君） もう数年かかりましたので、その人を呼び込む、バーベキューができるかどうかはまだちょっと厳しいところもありますが、そういった何か、そこへ行かなければいけない目的を何個かつくるのも大事かなって思いますので、もちろん、散歩とかウォーキングとか、それが日課になっている方はあそこで歩いていただいたり、走っていただいたりもいいんですが、何かそういった昔、楽間議員や小畑議員やってた古代まつりとか、ああいったのとかもありますので、何かいろいろまたそこを会場とした、そういったイベントと、また町の皆さんが今花谷の城山のように、何かそういったふうに盛り上がってきたことを町はしっかり支援させていただきたいなというふうにも思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

中村君。

○14番（中村勘太郎君） 前回の、昨年もこの予算時期に発言させていただきました

たが、提案をさせていただいています。これも一般質問でもと思ったんですけど、それほどでもないかなと思ひまして、また繰り返し今お話をするんですけども。

やっぱり松岡公園といたら桜の名所。昔からね。今は開花予報の欄にも松岡公園は消えている、削除されているのかなど。消えたんかなというふうなことで、やっぱり復活、桜の公園、松岡とかで。そういうふうなことで、できるだけ桜を町民に愛していただくために、前も申したことあるけど、例えば結婚されたら結婚記念樹で桜を植えていただくとか、子どもができたらそういうふうに1本ずつ植えていただくとか、そういうようなことでふやしていくというような、長期にわたる夢の公園づくりというんか、これで工事、ハード事業は終わったけれども、今後、ソフト面でのいろいろな花を、アジサイをね。旧永平寺町ではアジサイの花とか、今、梅の花となっていますけれども、もとの話へ戻ると変なんになってまいります。

松岡公園の今後のそういう運動、桜の公園復活、これをやっぱり町で立ち上げていただき、桜の木を一本でも多くそういうふうに皆さんで観覧していただいて集まると。来ていただくようなパフォーマンスというんか、そういった方向性は考えられませんか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、花いっぱい運動を国体終わってからもやろうと思っています。この前の公園に来られた和田先生は、NHKの『プロフェッショナルの流儀』で、実は桜の診断士なんです。全国70自治体の桜を見て、実は松岡公園も見えていただいて、昔からの木、大分疲れてますね。また新しい桜を植えるのであれば、ソメイヨシノだけじゃなしに、こういった桜、こういった桜も植えたほうがいいですよというお話もいただいておりますし、また永平寺町内で花を植えられている皆さん、その和田先生を本当に信頼しているといいますか、そういったものもあります。

それまだ今から町内の中で国体が終わった後、来年に向けてどういうふうの花いっぱい運動を進めていくかという話、制作の話になってきますが、その中で、和田先生ともちょっとお話をしないといけません、何かそういったアドバイザーといいますか、やっぱりアドバイスをいただいて、こういった桜を。また今、中村議員おっしゃられたとおり、その桜を皆さんで何かの記念で植えていただくとか、また今よくあるのが、公園のベンチ、それも何かの記念で購入していただく。ただ、後ろには何々記念、誰々誰々と書いた、そういったやり方もあります。

そういったのをは、財政的にというよりも、その思い出の公園になっていくという、そういった面もあると思いますので、また積極的にいろいろ考えていきたいと思います。また、それは住民参画にもつながっていきますので、いいご提案だと思います。ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） また、公園の質問なんですけど、申しわけないです。たしかつくるときに、昔はかつては遠足でよく児童が来てにぎわっていたというようなことを前の町長も言っておられて、それで公園をというふうなことを言われていました。非常に懸念する部分もあるんですけども、そういった意味では、先ほど町長言われたとおり、学習をしながら遠足へ行って、そこへなれ親しむというか、自然と親しむというようなことも必要なのかなとは思うんですけども、そういったことを積極的に取り組む。建設課ではなかなか無理なんではないかなと思うんですけど、何かお考え。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 公園についての利用と。特に児童生徒。先ほど私は中学時代、町長を野球で指導した際に、あそこにトレーニングで行きなさいというふうな、そういう指示をしたというようなことで。

実は松岡小学校は業間体育というのをやっているんですね。2時間目と3時間目の間、20分ぐらい。あの坂をうまく利用しまして、週2回程度やっています。非常に効果がある。そしてまた、子どもたちも、あの坂を登るというのは非常に意欲を持ってやっています。

実は、松岡小学校、そういう学体研という全国の組織あるんです。その指定校を受けているということで、またこれからもああいう公園の坂を利用しながら体力を向上するというような取り組みが行われるんじゃないかと思うんです。

それから、公園の整備を行う前には、福井市、それから福井市の児童生徒。生徒はあれだったと思うんですけど、児童、それから園児は、松岡公園のほうに来て、ちょうど昼食時間ぐらいに来て、あそこで休憩し、昼食をとって帰るというふうな、そういう意味で遠足のコースに入れていたというふうなことは私聞いてますので。そういうふうな形で福井市、それから近隣の市町にPRするということは大切だと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野君。

○13番（奥野正司君） 今の公園の活用について、今中村議員も言われましたけれども、例えば結婚記念樹とか、恋人の聖地とかいろいろありますけれども、木じゃなくても、恋人のベンチとか、それを例のふるさと納税の返礼品に加えて、植樹の権利ですね、植樹権とか、ベンチ権とか、それで一回、テーマ別の寄附金設定をしてみたらどうかと思います。

といますのは、そういうような方は、通常、どこどこのお寺へ来たとか、お城へ来たとかいっても、感想で書いてありますよ。一回見たからもういいわと。もう一回来たいとは思わないねというのが福井県の場合は非常に多いらしいです。

もう一回来たいね、春来たいね、秋来たいねと思わせるためには、そういう思い出の場所というんか、この季節いいなと。でも、この町なら秋にも来たいな、春にも来たいなと思わせるような演出といますか、仕掛けを商工観光課さん、ぜひ仕掛けを、総務課さんかな、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろふるさと納税の使い方あると思うんです。松岡公園だけではなしに、またいろいろなところ。

ただ、私、いつも奥野議員とは話は合うと思っているんですが、今回ちょっと違うなと思うたのは、そこに参加していただくとき、町としては場所を提供する。その例えば桜の木であったり、ベンチ、またいろいろなものは負担をいただく。その負担をしていただくことによって思い入れが出て、あれは私たちがこの記念であそこに送ったんだという、そういったのが維持管理、またそういった思いにもつながるのかなというふうに思いますので、またふるさと納税で、そういった提案で何かその整備とかに使うというのはいいと思いますが、やはり一つキーワードは、負担をいただく。町は場所を提供して、維持管理もお願いしていくという、そういったことがちょっとできないかなと思っていますので、よろしいですか。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○町長（河合永充君） なければ、暫時休憩をいたします。

（午前10時18分 休憩）

---

（午前10時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、上下水道課関係、34ページを行います。

補足説明があれば、説明を求めます。

○上下水道課長（原 武史君） ないです。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に永平寺支所関係、35ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

永平寺支所長。

○永平寺支所長（森近秀之君） それでは、35ページの永平寺支所の揚水ポンプについての説明をさせていただきます。

事前に通告がございました。揚水ポンプの取りかえ工事で、ポンプ1基ではふぐあいのおきに支障があるため、もう1基増設するということか。永平寺町だけが未整備で他の施設は問題ないかというようなご質問がございました。

永平寺支所につきましては、昭和54年に建築された建物でございます。

永平寺支所の給水方法といたしましては、地下に設置されている受水槽から水道水を屋上の貯水タンクに送水し、重力を利用して各階に給水をするというシステムをとってございます。

本来はポンプ2台が自動交互運転により地下のタンクから貯水タンクに送っておりましたけれども、時期は不詳でございますけれども、1台が故障し、残りの1台のみで運転していた次第でございますけれども、本年2月にこの残された1台が故障したため、実はポンプを1台交換したということがございます。

この際に、このポンプの故障が原因かもしれないんですけれども、本来、自動運転制御をしていたんですけれども、この児童運転ができなくなり、現在、職員が手動で水を屋上に送水しているという状況でございます。

今回の補正予算につきましては、従来、自動交互運転していた2台を確保するため、壊れたポンプを交換し、かつ制御システムを復旧するということで、本来の永平寺町の給水システムを復活させるというものでございます。

ほかの施設は問題ないかというご質問でございますけれども、ポンプを使用して水道水を送水する場合には、そのポンプの耐用年数、大体15年から20年という期間がございます。したがって、当支所のように屋上に送水するようなポンプを使っている場合には、10年経過したような施設については一度点検し、

ポンプのオーバーホール等も必要ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の、支所長ですと支所のことはわかりました。ただ、後の質問のほかの施設であったら10年というのもわかりましたけれども、ほかの施設ではあるんですか。そういうのの答えがなかったの。それ多分、支所長ではわからなくて、管理している総務課かなとは思いますが。

そういう仕組みはないとか、あるけど大丈夫やとか。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 学校のほうにも、いわゆる屋上のほうに上げるという設備はございます。これについては、毎年、点検といいますか、どんどん点検をしております、今のところ、異常がないという形で進んでおります。

もちろん、経年劣化ということも当然考えられるわけですけど、今のところはまだ大丈夫というようなことなので、時期が来ますとポンプの交換ということもあり得るかなと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ほかの施設で同様なものがないかということですが、生涯学習課が所管します施設につきましても、当時の法令の規定によりまして回数が高いものにつきましても永平寺支所と同様にポンプで総合運転というようなものも現にございますが、現在、生涯学習課で所管する施設については支障は生じておりません。点検もしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 関連質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですので、次に学校教育課関係、36ページから40ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

質疑ありませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 事前に通告がありましたご質問についてお答えいたします。

まず最初が、予算説明書の37ページをお願いいたします。

37ページの左側のほうが学校施設整備費の小学校分、37ページ右側の表が学校施設整備費の中学校分でございます。

まず、この工事の関係ですけれど、永平寺町の学校施設長期保全・再生計画に基づいてやっているのかということでございますが、計画に従いまして実施しております。計画にある工事の中で緊急性があるものは事業年度を繰り上げる、また実施年度であっても緊急性が低い場合、繰り下げる等の時点修正を行いながら執行しているところでございます。

工事に関しまして、建築の専門職員のかかわり方はあるのかというところでございますが、学校教育課のほうとしましては、当初予算に上げました松岡小学校の北校舎棟・渡り廊下の大規模改修工事でございますが、これにつきましては監督職員としてという形で業者との定例の打ち合わせ等に参加していただいて、こちらの監督職員と同じくやってまいります。そのほかの建築工事に関しましては、学校教育課の者が監督職員になるわけですが、専門知識を持った方にアドバイスを受けながら、建築工事の要点はこういうことだよとか、中間検査のときにはこういうところを注意しなさい、立ち会いなんかではこういうところを注意しなさいということのアドバイスを受けながらやってまいります。

さらに、もちろん、これはこちらの監督職員といえますか、それ人がかわりますので専門職ではないわけですが、そういう経験というか、勉強を踏まえまして、担当者レベルですね、担当レベルの質を上げるような形で進んでまいります。

続きまして、39ページでございます。

39ページ左側、道徳教育総合推進事業、これは吉野小学校でございますが、の部分でございます。

この事業につきましては、県の委託事業で補助率10分の10で、平成30年度の単年度の事業でございます。

事業内容としましては、学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上、その一



層の充実を図るため、地域や親子のコミュニケーションや、世代を超えた道徳的価値の交流を通して家庭と地域の連携を深めるとともに、児童生徒の道徳性を地域社会全体で高める取り組みというふうな目的でやっております。

道徳価値の自覚とはというところでございますが、道徳的価値と申しますのは、文部科学省から示されている価値項目というのがございまして、一例を挙げますと、生命の尊さ、ほかには思いやり、親切・友情、信頼という価値項目が挙げられておりまして、これについて学んでいくと。まずは道徳教育につきましては、その価値の理解で児童生徒さんの心情を深める。そして、それを実践していくというふうな形で道徳教育を進めてまいります。

吉野小学校の取り組みということでございますが、吉野小学校の今のこの補助事業につきましては、11月17日に道徳授業の公開を行う計画をしております。各学年「生命の尊さ」がテーマでございますが、一例を挙げますと、1年生については「生きていることの素晴らしさ」、3年生は「命を大切に」、5年生は「かけがえのない命」と各学年ごとにテーマが決まっております、これに基づき道徳の授業をやっておりますということでございます。

この道徳教育につきましては、保護者の公開授業、いわゆる授業参観という形で進めますし、地域の人材からゲストティーチャーを招きまして、地域とのつながりといいますか、そういうふうな形も進めてまいりますというところでございます。

もう一つ、「正直でありなさい」というところで、「うそはつくな」と言うが、それを示せる状況なのかというところでございますが、先ほどの価値項目の中に「正直」というところがございます。これにつきましては、自分の気持ちに正直にということが大切ですよというふうなことでございます。

もちろん、これまた別個なんですけれども、例えば不審者と申しますか、怪しい人に正直に答えるというのは確かによろしくないということでございますが、これにつきましては特別活動で安全面等を話ししますので、その中でのお話かなと思います。道徳としましては、あくまでも正直であるというふうな形で進んでまいります。

道徳教育につきましては以上でございまして。

もう一つ、ごめんなさい、忘れておりました。他校についてはということでございますが、町内のほかの学校につきましても道徳授業は当然進めておりますし、授業参観等で公開してまいります。

その次でございまして、40ページ左側の表、人権教育推進事業、これは上志比小学校でございまして、これにつきましても、県の委託事業、補助率10分の10で、これは平成30年度から31年度の2カ年事業でございます。

今回補正で上げておりますのは、30年度の事業費として上げております。31年度につきましても、恐らく同額の金額を計上させていただき予定でございます。

人権教育の内容はということでございまして、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取り組みを教育委員会との連携、協力のもとで推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図るということでございます。

上志比小学校の取り組み内容はということでございますが、人権のほうにも課題がございまして、取り組む人権課題というのが、全部で15項目あるわけですが、上志比小学校につきましては、「子ども」「高齢者」「いじめ」について特に取り組みたいというふうなことでございます。

実際、どういう計画かといいますと、30年度につきましては校内の研究推進委員会、そのほか指導主事の訪問であったり、あとは研究授業も開催いたしますし、PTAさん、PTAを含めた家庭教育の学級を今年度は2回開催する予定です。七夕の人権集会ということで、これも一般の方を含めた方に集まっていたいただきまして、それも一回開催する予定でございます。

来年度、31年度につきましても、同じく校内研究会、PTA家庭教育学級を行いまして、一番最後のほうになるわけですが、研究報告を行うというふうに計画しております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

川崎君。

○11番（川崎直文君） 37ページの学校施設整備費、左側が小学校、右側が中学校で計上されております。

まず、左側のところの事業内容のところ、委託料が小学校関係では1件、そして実際工事をやるということで工事請負の予算項目が4件上がっております。中学校は、同じように見ていきますと委託料として2件の予算が上がっております。

す。工事請負費として、実際工事をやるということで4件出ております。

長期保全計画と整合性をとったということですが、予算案件ですから今申し上げた委託料、工事請負費が長期保全計画の中でどのように位置づけされているのかということをも具体的に説明していただきたいと思います。

それと、今申し上げたのは、具体的な工事案件ですが、予算で大事なものは、当初、その長期保全計画・再生計画で予定していた金額が今回の補正予算の金額とどういう金額になっているのかということも説明をしていただきたいと思います。

特に小学校のところで、御陵小学校の工事請負費が4,581万円という非常に高額な工事費になっているわけです。これは、長期の保全再生計画の中では2,189万という金額が計画の中に上がっているわけです。約倍の予算計上になった。これは当然、予算編成のときに長期計画の中ではこの金額だったけれども、工事の内容がこういうぐあいになって、倍の金額になったということは当然確認をされていると思います。我々としても、この点を確認しなきゃいけないと思いますので、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） まず、今の委託料の関係なんですけれど、小学校の志比小学校の教室、廊下の部分の委託料、中学校費の永平寺中学校の管理棟、屋上防水につきましては、これは長期計画の中で来年度、いわゆる工事をする予定のものでございまして、今年度、設計の委託をしまして工事費をはじくというものでございます。

これに関連しまして、先ほどの御陵小学校の部分なんですけれど、御陵小学校につきましても委託設計をいたしまして工事費をカウントしております。

今の御陵小学校につきましては、ふえた部分という意味合いでは、トイレの倉庫新設、外階段の防水、あと電気工事、機械設備工事の部分の部分がふえまして、耐震補強工事もございまして、当初見込んでいた工事費が膨らんだということでございます。

これにつきましては、後の予算査定の中でこういうふうな形でふえたというふうなことでご説明をさせていただきましてお願いしているものでございます。

今実際上は、この長期保全計画の中に上がっている工事でございますが、これは計画を立てたときにその時点でこういうところが傷んでいる、これについては幾ら幾らの概算工事費という形ではじいておりまして、実際に行うときには大が

かりなものについては委託設計を出す。小さなものについてはこちらのほうで設計をはじくというふうな形をとっておりますので、金額の差異が出てくるところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 保全計画作成しまして、こういった金額が上がってくるパターンも多くあります。中期財政計画には、その計画じゃなしに、上がってきた、もう一度各課からどれぐらいかかるのかというのを盛り込んだ中期財政改革にはしております。

それと、今回、耐震が入っております。やはり合併して間もないころ、耐震に入ってからしっかりそういった調査ができていたのかどうか、そういったこともなぜ今なのかというのも正直思うところなんです。やはり一人一人が責任を持って、職員一人一人が責任を持ってしっかり対応していくことが今回のような先送り、先送りされたのを今回するような形になるんですが、しっかりと責任を持って、誰のために仕事をしているか、そういったのをもう一度しながら、しっかり仕事に取り組んでいくように努めていきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 幼稚園、幼児園も長期の計画あります。学校もありますよね。そして、さらに大きく言いますと公共施設の再編計画というのがありますから、ここら辺しっかりと単年度の計画見ながら、逆に、この単年度の計画見た場合に、現状、今の話ですけれども、耐震というものをやらなきゃいけないっていう、変わってきますから、逆に今度長期保全計画もどんどん修正かけていかなきゃいけないんじゃないかなって思います。

長期保全計画の一つの目的としては、やはり財政を標準化していくいうか、かかる費用がありますから、ここら辺、単年度、いろんな施設、それから設備もそうなんですけれども、お金のかかるところはうまく長期の計画と、それから単年度の計画をうまく整合性をとりながらやっていっていただきたいなと思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） まずはここに書いてあるやつですが、道徳教育って今話題になっています。特に命の尊さとか、思いやりとか、信頼、価値の理解ということで説明されました。

ただ、どうも命の尊さというのが道德に入ってくると、これ、道德なのかなと僕ちょっと率直に思うところもあるんですが。

僕が言っているのは、やっぱり道德というのは社会の反映ですよ。大人の価値観が問われているときに、子どもに何かそれを教えることができるんかという意味で書いたつもりです。半分皮肉ですね。だって、国会見とってまともなことを言っていないじゃないですか。

だから、そんなときに道德教育というのはどうなんかというのはきちっとやっぱり改めて見てみる必要があるんじゃないかなと。その大人、我々、自分も含めて、そういうことで今本当に道德ってどうやって教えるつもり？ ということをやったり我々議会なんかでは問いかけることも大事なんではないかなって思うところから質問しました。

次の40ページの人権教育の問題ですが、いわゆる命の尊さについて、ここには子ども、高齢者、いじめについて、そんなことを含めてるということですが、私が捉えている人権教育って、今でも人権教育やるの？ っていう意味なんですよ。以前の人権教育というものの意味はちょっと違ったはずですね。

ただ、この人権教育というのは、大事なところは差別、いじめというのはそういうところから生まれるんですが、差別の問題をもっと重点的にやっぱり捉えていかないと身体的な差別、性差別も含めて捉えていかないと人権教育でないんじゃないかな。

当然、若い人たちが、いわゆる野外生活者を襲うとか、高齢者を襲うとかっていうようなことが社会問題になっている中でのことです。大事なんだと思うんですが、ただ、それを人権教育が一般で、以前はその被差別部落の問題なんかがあったことで人権教育というのは重要だということ言われていた時代があったんですね。それがなくなって以降の人権教育の方向というのは、あんまり聞いたことがないという、これはシビアな問題であったんですね。

地域改善対策法というのはもう現実的には執行している中でのことです。そこは十分考える必要があるんじゃないか。

だから、子どもたちに対してはいじめの問題も含めた差別の問題をどう扱うんかっていう、もう少し正面から捉えるような内容を言っていってほしいという親もわかりやすいんじゃないかと。

ただ、子どもたちだけの問題として捉えることでなしに、捉えてやってほしいということがあって質問したんですが。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 行政職、また政治家が余り教育のことに言うのはあれなんです。まず、今人権とかこういった問題、逆に教育を受けた、今までの教育を受けた我々が社会人になって、いろいろな社会的なそういった問題が起きてきている中で、やはりこれから日本を支えていっていただく子どもたちに、今までの教育の反省点を踏まえて、こういった人権とか、こういったことをやっているんだろうと私は思います。

それともう一つ、やはり命を大事に人権、人の権利、その中で、まず最近はいじめとか自殺とかある中で、命の大切さとか、こういったことをしっかり教える。そして、さらに人を思いやる気持ちの中で差別とか、いろいろな今の課題になっている、そういったことも気づきながら、また勉強していただく。そういったことではないのかなというふうに私は思います。

教育長が、今、教育の点からお話はすると思いますが、教育についてはなかなか申し上げるべきでないかなと思いますが、今回、この点についてはそうでないのかなというふうに私は感じております。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、道徳教育のことを金元議員指摘されたんですけど、道徳教育が教科になった。私、現職のときに、県の調査がこんなこと、こういう調査項目ありました。道徳の授業を一応位置づけとして35時間位置づけされているんですね。今はちょっと違うか、ちょっとわかりませんが。それを必ず実施していますかって、そういう項目がありました。それはなぜそういう項目あるかということですよ。

実際に本町の学校は必ずやります。これは一番大切なことなんです。

今、町長のほうから具体的なものがありましたですね。金元議員の地元、吉野小学校、校門での礼について、校長からこういう話が来ました。私が現職のときにはそういうことはやっていなかったんです。今はやっているわけですよ。

校長先生、すごく子どもたちに校門での礼というのが定着していますねって。いや、具体的に感謝の気持ち、思いやり、そういうふうなことを含めて、こういうこともやっていこうというふうなことを訴えたら、本当に子どもって素直なんです。自分のことに、自分を伸ばそうというふうな、そういうことを素直に受け取って今やっている。校長が、私自身、本当に素晴らしいことだと思っていますというふうな答え返ってきました。僕は、そういうことで、金元議員はそういう

考えもあると思いますけど、一般的に考えれば僕は必要だと思いますし。

あと、人権教育についても同様ですね。特別にこの教育を時間を設けてというふうな、それ、こういうふうな形で指定を受けた場合はやる。関連してやっていますから特別というふうな意味合いじゃなしに、これ、いろんな教科、特別活動、学校行事とか、そういうものを横断的にその中に人権教育を入れていきますので、自然な形で人権教育を各学校やっているというふうな形でご理解していただければと思います。

よろしいですかね。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） ただ、道徳というのは時代によって変わると言われているんですね。ここを押さえておかないとちょっと難しい。例えば、いや、本当に今から七十何年前には、命の問題で言うと、お国のために命をささげろというのが道徳観やったんですよ、当時の。社会観やったわけですね。

そういう時代をきちっと反省して、やっぱりこういうことがやられるんかということを押さえた上でやっぱり進めていかないと大変なんではないかということ、やっぱり子どもたちにはうそつくな、正直であれということをやったり大人は言っているんやと思うんやね。それをやっぱり背中で示せというような意味合いもあると思うんです。それは僕は大事なことやと思います。

でも、現実的にそうでないときに、殊さらそれを声高に言う人たちがいるわけです。そういう意味では、十分注意した上で取り組んでほしいということがあって質問しました。

人権教育の問題で言うと、本当に僕は日常生活の中で子どもたち、僕は率直に小学生までは子どもって本当に順調に素直に育っていると僕は思っています。でも、中学に行くと、それだけはいかんですね。ほかの人を押しつけて先に行けというようなことがやっぱり親も含めて一つの目標になってしまうような世の中になっている感がやっぱりあるわけです。

今の社会風潮見ると、人をだまして金取っていったのに、その行き先まで追いかけれないっていう社会状況が一般的にやられているのに、それに対する対策というのは後手後手なんですね。そんな時代にあって、やっぱり人権教育というのは僕は本当に人を差別してはだめやとかいうことも含めてですが、大事なことやと思う。

私、一つだけ教訓で言いますと、吉野小学校にうちの娘らのときに、障がいを

持った方が入ってきました。私の感想で言うと、すごく子どものためには、うちの娘らのためには勉強になりました。その子が入ってきたころには、一人でまともに歩けなかったというんですかね、補助なしには歩けなかった状況でしたけど、もうしばらくの間に一人でつえついで歩けるようになったし、それが周りの子どもたちの支えもあるし、周りの子どもたちもその人の状況をきちっと見ることで普通にやっぱり障がい者と接する機会が得られたというのは大きいことやったと思うんです。

だから、そういうことも含めて、人権教育どうあるかということでもなしに、先生方の多忙化を解消する中で、そういう障がい児を普通校でも受け入れながら、そういうことを実際の中で身につけていくというような方法も含めて、せひ考えていってほしい。

教育方針、学校とか、そういう方針では障がい者も普通に受け入れなさいよという、希望する方がいたら受け入れるということになっているんですが、なかなか今の中では大変な状況もあるので、そこは教育のかなめになる場所ですから、十分気をつけてというのかね、配慮を持って、子どもたちの成長に何が必要なのかという立場から取り組んでいってほしいと思っています。それだけ言っておきます。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、最後のほうの件なんですけど、実は永平寺中学校にそういうちょっと車椅子を使わなければ活動できないという子がいて、実はその子は今回の福井元気国体の車椅子のバスケットの選手として出るようになっていっていると思います。

そういうことで、学校をしっかりとそういうふうな状況を考えながら受け入れはやっていますので、一応お知らせしておきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 次に、関連質疑を求めます。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 学校施設の問題で、さっき御陵小学校の問題で、僕は御陵小学校が耐震をする必要があるというのを今回の説明、今の説明で初めて聞いた。内容は知らなかった。あこは耐震補強工事は終わっているんじゃないですか。



たしか吉野小学校の次にやったのが御陵小学校でなかったかと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 今回の御陵小学校につきましては、耐震診断をしましてという形ではやっております。そのときの診断自体がB判定であったので、取り急いでという形でのやつではなかったわけなんです。ただ、耐震基準の補助事業の採択基準はCD判定でないという形が1個あったというところがございます。大もとはB判定という形でしたのでというところがございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 優先順位があったというのは知っています。ただ、そのときに笑われたんですが、御陵小学校というのは人口増が将来期待されるということで、2階建ての上にもう1階載せるだけのそういう構造でつくったんやというのが我々、当時の人たちから役場の人も含めてですよ、教えてもらっていた内容やったんです。そのことを、その診断のときに言ったら、いや、それ何のこと言ってるのって、そんな耐震診断すると、そんな体力はないよっていう説明を受けた経過があって、後に僕は耐震補強をしたと思っているんやね。本当にしてなかったんですか。だとしたら、それはある意味、総点検する必要あるんじゃないですか。御陵小学校だけでなしに。

いや、何でそんなこと言うかといったら、上志比小学校の体育館は耐震補強は必要ないっていう方向やったんです、最初は。上志比はみんな施設が新しいから、耐震補強は一切必要ないんやということが合併当時の話やった。僕は議会で、いや、あれ、たしか56年に完成しているんじゃないかっていうことをちゃんと質問したら、後で確かにそうでしたと。耐震補強の必要な施設ですということで、たしか3,000万ぐらいかけて上志比の体育館は耐震補強したと思うんですが、御陵も僕は何かどこか、当時、そういうことを答弁してて、いや、ないですからせなあかんのですということを書いてたように思ったんですが、それをしてなかったとしたら、ほかのことも含めて、一回きちっとした調査をすべきでないかなって思いますけどね。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろ耐震を合併してしばらくしたときに、全町診断、56年以前の建物をしていく中で、またちょっと月日がたってきております。当時の耐震の状況が、じゃ何年間耐震を維持できるのかどうかとか、御陵小学校、11年のときにB判定という、もう20年ぐらい前の話になりますよね。

それで、どうなのかというのは、今、一気に全部学校をやるわけにはなかなかあれです。一応耐震もしてありますので。ただ、今回のような改修とか、そういったときにはやはりしっかり設計の方に見ていただいてやっていくということになると思います。

Bアンドというふうになると思いますし、耐震はもうちょい大丈夫なのかというのはしっかり確認をしていかなければいけないなと思います。

また、B&Gの体育館につきましても、耐震を昨年度、予算を盛ってさせていただきました。あれも実は56年以前の建物だったんですが、その豪雪地とか、いろいろな当時、よく似た形で建てています。ただ、あれも永平寺町のこれは耐震が弱いというふうに設計士の方からそういうふうに言われましたので、耐震をさせていただきました。

なぜ耐震をするのかというのも、やはりそこを使う人、また子どもたちとか、町民の皆さんを守るためにしていくということがありますので、これから改修とか、そんなときには耐震に対して気を張ってといいますか、本当にこれは大丈夫ですかというのはしっかり確認をしながら、また改修とか等をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は耐震の問題で言うと、古い時代、松岡はかなり早くからそうすべきでないかということをたしか、神戸の震災やったのが平成11年くらいじゃないですか。

平成7年か。その後に、そういう話があって、すべきやということを僕らは言っていたんです。それでやったんです、1回ね。1回やって、耐震の工事に入るころに、もう1回、耐震の計算の仕方とか、見方が違うということで耐震診断をもう1回やり直しているはずですよ。だから、それ以降、一気に進むようになるんで。

だから、今の中央公民館も1回目にした耐震診断と2回目にしたやつとは違うと思うんですね。2回目はかなり厳しい内容になって出てきたと思うんです。

そういうことも含めて、どこかでひよっとすると今の御陵の小学校のことが本当やとしたら、事実やとしたら、抜けている可能性があるということだけ頭に置いて、そういう資料一回出してきて見てみると違いもわかるし、何で取り組まなんだんかということも含めて出てくる可能性があるのですね。そこも含めて調査し

てほしいなと思いますね。

○議長（齋藤則男君） 回答はよろしいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 済みません。今のご指摘のとおり、再確認させていただこうと思います。ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 今その御陵小学校の改修の件でございますが、私はすぐそばに住んでおります。先ほどご質問いただいた金元さんには、耐震済んでいるんでないかと、改修工事済んでいるんでないかということでございますが、もう4年も5年も前から親御さん、それから各地区の区長さんやら、学校の先生方から、壁にひび入っている、屋根の出張っている部分、ひさしみたいな、そこにもひび入っている。それから、トイレなんかはいつ食中毒がおきてもおかしくないような状態だとか、子どもたちが休み時間にトイレが和式しかないの、様式がもう1個しかないということで、順番を待っていて授業におくるとか、そういう何とかならないかという声はもう何年も前から起きてまして、ようやく今回、予算づけをしていただきまして、内容の確認というよりも、あとは速やかに工事を実施していただきたいという発言です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういったのをしっかりするために計画をつくらせていただきました。計画に沿ってこれからも、計画は優先順位が入っておりますので、計画に沿ってやっていきたいと思っております。

ただ、今回の幼稚園のように、ちょっと本当に次の年、次の次の年やったかな、それが雨漏りをして、今やらなければいけないという、そういった状況も考えられますので、そういった点のとき、変更のときにはしっかり議会にもご説明しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 道徳、人権についてなんですけど、ちょっと私、答弁の中で言い忘れましてので、この2つにつきましては、各学校、それぞれの児童生徒の実態に応じて年間の計画を立てて計画的に進めていますので、そのことをお知らせしておきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

江守君。

○6番（江守 勲君） 昨日、上志比幼稚園でしたかね、の街灯のあれのときに長岡議員のほうからLED化といったようなご提案があったと思いますが、今回、予算案中で、吉野小学校の普通教室の照明器具の予算が上がっておりますが、今後、こういった普通教室の場合、この明るさの基準とかというのはいろいろおありになるんだろうと思いますが、今後、こういった普通教室とかでもLED化とかいう方向性というのはお考えはお持ちなのでしょうか。

蛍光灯で十分対応できるのであればそれはそれでいいと思いますが、今後のお考えとしてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 實際上そういうふうな、例えば灯具自体がもうだめだといって取りかえるということになれば、当然、LED化を考えます。今既存の球だけかえるとかといいますと、別段そこまではちょっと考えないかなというところがあります。

ただしがありまして、中学校なんですけど、今年度も上がっておりますが、ちょうど、それはももとは耐震といいまして、中学校の電気が地震によって落ちないようにというところがあったわけですけど、これについては当然足場を組んでやるものですから、この際と言うとあれですけど、LED化にしていくというふうな計画を持ってやっております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この前、北電の皆さんに見ていただいたときに、体育館はやっぱり電気使うんです。ただ、普通教室は日中電気をつけませんので、LEDの器具を取りかえて、今のようにやるときには一気にやったほうがいいんですが、段階的にやっていきますと、光の明るさとか、費用対効果、あんまりこの言葉好きじゃないんですが、費用対効果の面でというのが、普通教室、僕もいっぱい使っているかなと思ったら、晴れてる日は電気つけてませんので、暗くなると帰りますので、ああ、そうかなというのも思いまして、またそういった点でもいろいろな点でまず優先順位をつけながら、そういったのは進めていきたいと思う。

ただ、今回ご提案いただいたとおり、やれるときにやるということは大事だと思いますので、ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時18分 休憩）

---

（午前11時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、生涯学習課関係、41ページから45ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） それでは、事前に通告いただきましたご質問につきまして、補足説明をいたします。

予算説明書41ページ左の事業、5 社会教育総務諸経費の公用車リース料につきましては、長年使用しました公用車を四輪駆動の軽自動車ですり替えたいと考えています。

41ページ右の事業、2 公民館施設管理諸経費の松岡公民館改修工事につきましては、今後、町全体で定めますカーボン・マネジメント計画に沿って運用するように、CO<sub>2</sub>対策計画の補助事業申請を念頭に計画しております。

CO<sub>2</sub>削減効果は、現在、年間排出量約56トンと試算しておりまして、空調工事完了後は約10トン、排出量削減効果は約18%と試算しております。

重油を今ボイラーを使用しました暖房で使っておりますので、それをエアコンにするという効果がCO<sub>2</sub>対策で効果的だと考えております。

今年度の工事につきましては、空調改修のほかに、公民館の機能復旧を図るため、屋上防水工事、内装改修工事を実施いたします。また、公民館の内部をリニューアルしまして、利用しやすい公民館を目指したいと考えております。

昨年度の耐震工事、それから今年度の工事ということで、大規模な整備につきましては2カ年で終了する計画です。

全体事業費につきましては、昨年の耐震改修工事約1億900万と合わせまして、全体で約2億円を予定しております。

42ページ右の事業、5 図書館施設管理諸経費のインターネット工事につきましては、auやソフトバンクなどの新規参入業者は、顧客獲得のために個人の場合は工事費無料としておりますが、団体は工事費が無料になりませんので、それに係る工事費を計上いたしました。

43ページ右の事業、2 文化会館施設管理諸経費の自家発電とクーリングタ

ワーはどこかということにつきましては、上志比のサンサンホールの設備になっております。

45ページをお願いします。右の事業、4 体育館施設管理諸経費のニッキー体育館取付道路改良工事の関連ですが、ニッキー体育館の運営経費につきましては、光熱水費で45万6,000円、それから防犯カメラリースで29万9,000円を予算計上しております。

その他、体育館の施錠ですとか、シルバーさんをお願いする費用も見ております。

予想利用者数につきましては、主にスポーツ少年団などの7団体、スポーツ協会の団体4団体、それから高齢者団体の利用、そのほか屋内体育館で利用できる各種スポーツ大会の利用を想定しまして、利用者は最大で約8,000人程度を想定しております。

ちなみに、5月につきましては、5月に落成式がありましたけれども、5月末までは5団体、261名のご利用がございました。今後は梅雨場ですとか、天候の悪い時期を迎えますので、利用が今後さらにふやせるように、周知ですとか、生涯学習課としましてもせっかくできた施設ですのご利用いただけるように努めたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

川崎君。

○11番（川崎直文君） 松岡公民館の空調工事関係ですね。ページでいきますと41ページです。この事業のタイトルは、松岡公民館改修工事で9,984万2,000円という金額ですね。まず、確認します。その空調機の改修工事でどれだけの予算を見るのか。それから、一部、内装関係の工事があるということですから、まず予算上でこの2つの工事について、しっかりと数字を把握いたします。

それと、説明の中で、この空調機の改修工事については、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業にのっかるということで間違いはないですか。

それと、そのカーボン・マネジメント事業の公共施設のCO<sub>2</sub>削減の目標値は40%という目標値がありましたよね。先ほどの説明だと56トンのCO<sub>2</sub>排出、年

間ですね。これを10トン削減しましょうということですから18%、補助の対象となる国のカーボン・マネジメント事業の目標値は40%、松岡公民館で設計で今考えられるのは18%、この差というのは、そのカーボン・マネジメント事業、採択もらわないかんのですけれども、国の補助事業の目標値と実際にやる松岡公民館の今設計段階ですけれども、18%という数字の乖離はあります。このことは採択されないんじゃないんですか。

まず、この点を確認します。

これは住民生活課長が答えるんですか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ただいまのご質問で、空調関係の費用ということですが、実施設計の段階ですが、空調設備の更新とそれに必要になるキュービクルの費用も含めて、約81万6,000円を予定しております。

それで、カーボン・マネジメント事業にのるのかというご質問ですが、生涯学習課の工事につきましては、ことし、住民生活課の計画を立てるということですが、今、CO<sub>2</sub>削減の補助事業ということで、幾つか事業がございます。松岡公民館につきましては、一般社団法人の環境共創イニシアチブというところがございますが、そのエネルギー使用合理化等事業者支援事業という補助事業がございます。これの申請に向けまして、今、補助事業の採択に向けて準備を進めているところでございます。

それから、カーボン・マネジメント計画の目標が2030年で40%ということで、松岡公民館につきましては設備の更新で約18%を見込んでいるということですが、今回の整備には照明のLED化ですとか、そういうものは含めておりません。町全体の計画でそういったことも策定されましたら、そういう計画に沿った取り組みを進めたいと考えております。

その他、設備関係で40%の削減はかなり難しいというふうに私も考えますので、公民館の……、いえいえ、設備投資意外に運用面で、例えば照明を消したりですとか、エアコンの稼働時間を調整するなどのような運用を進めまして、将来的に40%に近づけるように努力したいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 40%のきのう一般質問でもお答えさせていただいたとおり、17年間で40%の削減、1年単位で言いますと2.35%の削減が今回、カー

ボン・マネジメントの削減目標になりますので、十分やっていける現実的な数字だと思っております。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 一部ちょっと訂正のほうをお願いしたいと思います。

国の補助事業には、目的は同じなんですけれども、一般質問でもちょっとお話しさせていただきましたように、CO<sub>2</sub>削減に対する事業、省エネに対する事業、いろいろメニューございます。この補正予算計画してたときには、CO<sub>2</sub>補助率が3分の2ということで高いということで、何とかこれに向けて公募の一手手前まで行ったところでございますが、これも一般質問のところでお話しさせていただいたように、採択率が2割と。併願というのが不可能ということで、もう一つ、省エネ、エネルギー合理化という補助事業がございまして、そちらのほうに絞ってやりたいということで、今、生涯学習課長お話ししましたとおり、省エネルギーのほうの補助事業の申請に向けて、今、住民生活課、生涯学習課と取り組んでいるところでございます。

あと、削減40%ということなんですけれども、今町長お話ししましたとおり、17年間での40%、それと生涯学習課長お話ししましたとおり、ハード面での削減、それとソフト面で、今回、公民館の場合は個別式ということで、全室使っているわけではないので、使っているところだけ効率的に冷やすと、そういう形、また公用車等も軽自動車、ハイブリッド等の更新とかが進んでおります。そういう関係もありまして、何とか40%目指したいと思っておりますけれども、ここででの18%というのは、今の時点ではすごく大きい成果じゃないのかなという認識は持っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 非常に、今のこの説明書の段階、それから個表のデータからすると、この事業の補助の対象となる国の事業が非常に所管部門である課長の認識と、そしてCO<sub>2</sub>削減の所管部門である住民生活課長の、そこしっかりと大切な予算なんですよね。できれば、補助率が地方公共団体カーボン強化事業のほうで3分の2ですから非常にいいわけですよね。できたらこっちのほうをしっかりと取り組んで、ハードル20%で高いですけども、その計画をしっかりと出して採択されて、次にちょっと工期がおくれるかもわかりませんが、この6、



000万の工事費ですね、何とか財政的に国の補助事業にのっかるいう、そういう努力をして予算を計上していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○河合町長 実はこれ、物すごく努力しました。やっぱり採択が20%ということで、併願がきかない。この採択がとれなかった場合、丸々町単になってしまう。そうではなしに、より現実的な、今、申請しようと思っているのは3分の1ですけど、採択率がちょっと高くなる。いろいろ本当にもう3分の2の補助のやつはもう採択もして、担当職員はその担当所管の環境省とか、その委託を受けている団体にも話をずっと詰めながら進めていく中で、リスクといたしますか、どちらを取るかというのは全庁挙げて協議した中で、本当にその申請書も大変な申請書をつくり上げていただきましたけど、いろいろな中で、今回、こういった、こっちのほうがいいだろうということを今選択していこうと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） ということは、ちょっとさかのぼりますけれども、住民生活課で今回計上されましたこの地方公共団体カーボン・マネジメント事業ということでしっかりと994万6,800円という計上があるんですけども、これはもうドロップということになるんですか。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） いえ、今、公民館、事業として、一般質問で議員さんおっしゃられたとおり、3つの事業、計画をつくる事業、設備をする事業、街灯のLED。今回お願いしました1,000万弱につきましては、第一事業ということで計画書の策定。

今、一步手前で断念したというのは第二の設備投資とということで、第一のほうは今申請、多分7月の中旬ぐらいが採択かどうかの結論、6月末から7月上旬かと思うんですけども、が来ます。採択を受ければ業者発注等を粛々と、また全課担当を集めた形での会議を含めながら計画をつくっていきます。

その中で、今回断念した公民館の空調設備にかわるものがあれば、31、32で取り組んでいくと。これにつきましてもハードルが結構高いので、いろいろ採択可能かどうかの吟味、もしくは今回みたいにまた棄権率が高いのであれば次の事業、その辺はいろいろ計画策定、31年予算に向けていろいろ考えていきたい

と。そういうふうな考えで、計画と公民館の事業とは別のものというふうな認識でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ほかの事業でもこれから改修とかある中で取り組んでいきたいと思っています。

そういった事業については、ひょっとしたら、今回、これ取れなかったけど、こうすれば取れたというのであれば、1年先送り——先送りというか、次の年に再度トライする。ただ、今回の公民館の案件は、ほかの去年から耐震が入って、今年度中に完成が待たれるというのもありますので、そういった点で、今回、方向修正をしたというのがあります。

何年かできるやつについては、しっかりとれるような、そういった形で取り組んでいきたいと思っています。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今の公民館の改修工事なんですけれども、この予算書では公民館改修工事費で9,984万2,000円が計上されていて、今、課長の説明の中で空調設備としては6,081万6,000円というお話でしたので、差額3,900万円というのが内装の工事費ということ、単純に計算してですけれども、内装の工事費というふうになるんですか。

それと、その内装の工事の範疇、クロスを張りかえるとか、床を張りかえるとか、あるいはパーティションを直すとか、天井を直すとか、いろいろながあると思うんですけれども、どの程度の内装の工事を計画されているのかも教えていただけたらと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ただいまの公民館の空調設備以外の工事内容ですが、まず松岡公民館の雨漏りがございます。まず、雨漏りを抑えたいということで、屋上の防水工事は実施させていただきたいと考えます。

それで、既に傷んでおります天井ですとか、内壁、壁の補修に含めまして、内装のリニューアルというんですか、内装関係もかえたいというふうに考えております。

事務所のある1階部分につきましては、今、窓のない壁になってますので、パ

ーティションというんですか、廊下部分のあのあたりをもうちょっと新しくできないかなということで、そういった費用も見込んでおります。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 3階になるんですけれども、調理室とか、視聴覚室とかあると思うんですけれども、その視聴覚室のところパーティションで区切られていると思うんですよね。部屋の中の間仕切りがパーティションで区切られているところがあると思うんですけど、そのパーティションが非常に使いづらくなっているんですよね。パーティションが自由に動かないというのはおかしいですけども、動きづらくなっている。町民の皆さんにしてみると、壊れてまうんでないかっていう思いもあるんですけれども、そこら辺の改修というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 3階部分の部屋を仕切る可動式のパーティションということですが、今の工事費の中には設計では含まれておりません。今、支障が、ご利用にご不便があるということですので、既存の修繕費ですとか、工事の中で何とか対応できるように考えたいと思っています。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 一、二点聞きます。松岡公民館、本当にきれいになれば大変よろしいと思うんですが、後の運用は今までどおりということか。例えばちょっと違う運用の仕方をするのか。それから、そこらあたりがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、ニンキー体育館、先ほどランニングコストで光熱水費が46万で、いろんな人件費というのか、そんなのも含まれているようなことをおっしゃってました。清掃も含めてのことかと思うんですが。

そして、防犯カメラのこれ、リース料が30万ということですか。年間、大体これでいくと70万、80万弱のランニングコストということを考えればよろしいわけですか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ただいまのご質問ですが、まず、松岡公民館の運用につきましては……。運用というはどういう形の運用ですか。松岡公民館の中だけの運用。

○8番（上田 誠君） 今、公民館、今、えい坊館もできてますね。そのすみ分けというんですか。例えば、それから公民館講座もいろいろあるとは思いますが、公民館そのものの運用形態を変えるのかどうかということが1点。

要は、利用度をやはり上げるということもあると思うんです。耐震を全部で今2億ぐらいかけて改修しているわけですから、そういうようなところが1点と。そういう意味です。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 松岡公民館の運用につきましては、基本的には現在のとおおり、利用者の公民館講座とか、利用していただく方に気持ちよく使っていただけるような形で考えております。

もう1点、ニンキー体育館の件ですが、先ほど80万程度のランニングコストでしょうかということだったんですけども、今、シルバーさんのほうにも、先ほどのトイレ清掃ですとか、そういう費用見込んでおりますので、もうちょっとかかるかなっていうふうには考えております。

あと、利用なんですけど、ニンキー体育館の使用ということで、使用料を一般の方からいただくような施設でお認めいただいておりますけれども、実際には5月の利用状況を見ますと、中学生以下の方の利用ですとか、町の行事等に関連する大会ですとかの利用も結構ございましたので、使用料は利用者に応じたようなものというよりは、もうちょっと若干、その分が町民の方の利用に還元される分として、そういうふうになるのかなというふうには考えております。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、ランニングのご質問がありました。ここの施設だけでなしに、いろいろな公共施設、生涯学習課もたくさん持っております。今回の、先ほど商工観光課の案内所のお話しさせていただきましたとおり、今、町内の仕事の効率化を図るため、IoTを見ていただこうと思っております。

そういった中で、無人で鍵のあけ閉めができないかどうか。宿直は毎日いますので、そことつながることによってできないかどうか。それに対する費用対効果であったり、そういったものを一度全てテーブルの上ののせてやっ払いこう思っています。

これ、永平寺町だけでなしに、近隣市も一緒に参加したいという声もありまして、その市と一緒にやっ払いけたらなというふうにも思っております。

それとあと、ニンキー体育館、どちらかというと健康増進の施設でありまして、

今、生涯学習課、福祉課、また保健師さん、いろいろな方々と連携をとって、ここでいろいろ健康づくり、また温泉とか行ってもらうようなふうに今指導をしていただくようなお話をさせていただいております。生涯学習課が中心となって、そういったお話をしております。

それと、あとスポーツ少年団、このスポーツ少年団の子どもたち、何回か使われて喜んでくれているそうなんですけど、まだまだちょっと啓発が足りないなとも思っております。今は季節がいいんでなかなかあれですけど、梅雨時期、また寒くなってきてから、また炎天下、こういったときに積極的に使っていただけるような、そういった啓発も周知もしていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 今ちょうど言おうと思ってたところを町長言ってくれたんですが、やはりニンキー体育館のところは、ただ、貸し出しだけじゃなくて、今町長も言ったように、例えばあそこに温泉施設があるとか、いろんなあるので、やっぱりそのメニューというんか。例えばそこへ行ってこれしたらこう行きましょう。そしてまたこれしましょうという一つのメニュープランをやはり設定してあげると利用しやすいんじゃないかと思っておりますので、そういうものをやっぱりすることによってお互いの相乗効果ができるかと思うんで、よろしくお願ひします。

それから、ランニングコストが年間80万で済むんですか。それがちょっと解せんのですが、それが1点と。

それから松岡公民館、ギャラリーを今いろんな展示場にするということもあつたので、この前、先ほど町長が展示場、歴史の展示場にギャラリーを使う、松岡公民館とおっしゃっていたので、そこらあたりもまたできたら見える形で、またちょっとご紹介いただけるかと。それは後日で結構です。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 大変申しわけございません。ニンキー体育館のランニングコストというんですか、運営経費につきましては、先ほどシルバー人材センターさんの分、鍵の施錠等で106万9,000円の予算を当初にお認めいただいております。

全体では392万6,000円の本年度予算となります。

○8番（上田 誠君） ランニングは200万ですね。

○生涯学習課長（坂下和夫君） はい。失礼しました。訂正させていただきます。お  
おむねランニングコストといたしましては200万程度と。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

暫時休憩をいたします。

（午後 0時00分 休憩）

---

（午後 0時01分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 一つお伺いします。今、ニンキーの体育館のアクセス道路  
ですね。あの道路は上志比村のときに公民館として後ろから来る道路幅が狭いから  
今拡張されるんですよね。だから、その場所が歩道というんか、1メートルか  
2メートルなんですよね。車道、車を通すために拡張されるんでしょう。その土地  
は借り地なのか、買い上げなのか、どうなんですか。どういうふうになされるん  
ですか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ただいまのニンキー体育館裏の進入路、連絡通路と  
いうんですか、道路というんですか、の件なんですけれども、生涯学習課といた  
しましては、清水区の公民館になるんですかね、集会場の前に町道がございます  
ので、そこからニンキー体育館裏の駐車場につながるような形で、車の利用がし  
やすいような進入路を考えております。

敷地、道路敷につきましては、今は借地ということで考えております。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） もう一つお願いします。おかげさんでああいう立派な体育  
館になりましたが、見たとおり、外壁は全然直してませんね。それから外周りも  
全然なぶってないですね。それから、小舟渡用水にあります堤防といいますが、  
桜並木がありましたけれども、今、マルチをかけて真っ暗になっている。ああい  
う施設では何とかおかしいんじゃないかなと僕は思うんですよね。できるだけ早  
く改修工事をするように、その予算的なことも早目に示していただきたいと思  
うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ありがとうございます。昨年整備しました体育館整備につきましては、補助の関係もありまして、あのような形で終了させていただきましたが、将来に向けましてはまた検討させていただきまして、地域の方に利用しやすいように考えたいと存じます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、前の花壇等はやっぱりきれいに、花いっぱい運動もありますので、桜の木がどうかはあれですけど、親しまれる、そういったのにしていきたい。

ただ、外壁につきましては、結構大きな予算があります。まず、あそこは既存のそういった使われてなかった施設を新しい形で有効に使おうという目的で始めさせていただきましたので、外壁についてはもうしばらくちょっといろいろな形で、今すぐにとはなかなか難しいかもしれませんが、周辺の環境をきれいにするとか、そういったのはもう当たり前のことですので、早急にやらせていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午後 0時06分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの生涯学習課関係の関連質疑がありますか。

ないようですので、次に消防本部関係、46ページを行います。

補足説明があれば説明を求めます。

○消防長（朝日光彦君） ありません。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時01分 休憩）

---

(午後 1時24分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。本件について、第2審議の提案があります。

地域未来投資促進事業負担金補助金・地域経済牽引事業補助金1,000万について、健康福祉施設・ポンプ設備購入489万9,000円、この2件についてを第2審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。したがって、ただいまの事項について第2審議に付すことに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 1時25分 休憩)

---

(午後 1時28分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第2 議案第39号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第2、議案第39号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度6月補正予算説明書、47ページから48ページを行います。

補足説明があれば説明を求めます。

○福祉保健課長(木村勇樹君) ありません。

○議長(齋藤則男君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで議案第39号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですので、本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第3 議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度6月補正予算説明書、49ページから50ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、事前に通告がございました下水道事業特別会計の補正予算についてご説明をさせていただきます。

6月補正予算説明書の50ページをお願いします。

今回、補正をお願いする委託料につきましては、中央浄化センターの長寿命化を検討するための基礎資料として、処理場本体及び機械装置の機能診断を実施するものでございます。

この長寿命化検討資料と平成28年度に実施しました委託成果をもとに、今後、実現に向けての関係機関との事前協議等を行った上で、永平寺地区の下水道施設をどうするのかという基本方針について、平成31年度末にはお示ししたい考えでいるところでございます。

また、その後の実施計画や工事計画の予定についてでございますが、基本方針の内容や財政状況等も今後踏まえながら検討していくとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を行います。

先に通告者の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の説明をお聞きしますと、31年度末までには基本方針を決めていきたいということではありますが、その後ですよ。どれだけの工事量とかにもよるんだろうと思いますけれども、まだ今の時点、予測も何もできていないということなんですよ。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 当然、方針の内容ですね。長寿命化なのか、建てかえなのか、五領川なのかということで、今後のスケジュール変わってくると思っておりますし、現在のところは何年までにとかという予定は立っていないというところでございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そういう意味では、その3択ということで、3つのうちどこかを選択するという。当然、一番基準になるのは、やはり費用ということなんでしょうか。判断基準の一番最初に来るのは。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 当然、幾らかかるのかということは重大な要素でございますが、例えば五領川さんにお問い合わせとなりますと、永平寺町管内に処理場がなくなるということもございます。例えば自治体内で1カ所処理場を残しておいたほうが将来的にとということもございますので、どうなるかということにつきましては十分協議した上で判断したいと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

関連質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第40号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですので、本件については第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第4 議案第41号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第4、議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成30年度6月補正予算説明書、51ページから52ページについて、補足説明があれば補足説明を求めます。

○上下水道課長（原 武史君） ありません。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 農業集落排水事業のことですが、吉野地区の、いわゆる松岡の農業集落排水事業を公共下水道につなぐということで、そのほうがいいんだらうなと思うんですけど、これは前にも言ったとおり、今言う農業関係でもらった補助金と下水道関係ではちょっと意味が違うので、その辺はどこまで話が進んでいるのか。

それともう一つは、つなぐとしたらちょっと心配なのは、以前、トラップをつけてオーバーフローしたやつについてはもう既に流すという方向になっているんですが、その接続管の太さなんかはひよっとするとかえなあかんかということも出てくるので、もしそういう計画どおり行うとすると、課題はどの辺で出てくるのかということも含めて、今示しておいていただくとありがたいのかなと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 吉野集排の公共下水道編入に当たりまして、今後、どこまで話が進んでいるのかという件ですが、現在、国の国土交通省部局のほうに事前に話に行ったというところでございます。

当然、先に国交省側の、要は公共下水道側の接続の許可をいただいてから、今度、農水省ですか、側の今度廃止の財産処分の協議に入っていくということになりますので、当然、跡地をどうするのかということ。今、議員さんからございました接続について、例えばオーバーフロー分だけをそのまま流すということにするのか、全部一括して流すのか。

当然、公共下水道側の接続する人口をどこにするのかということにつきましても、今回の委託の中でちょっと情報をとって決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） これはもう大体いつごろをめどにそういう判断を最終的にしていくのかだけ聞かせていただければ。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） この件につきましても、やはり国等との協議になりますので、ほかのちょっと自治体さんのを見ると1年半ほどかかっているということもございます。今回委託しまして、その結果をもとに31年度末までにはどのようにするのかということを決めていきたいと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですので、本件については第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第5 議案第42号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書の137ページをお願いします。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正され、その改正の内容を踏まえ、当町の永平寺町個人情報保護条例を一部改正するものであります。

今回の改正に当たっては、個人情報の定義の明確化、また要配慮個人情報の取り扱い等を中心とした改正内容となっております。

議案書137ページ、下から8行目ぐらいですけれども、第2条第1項中、これは個人情報の定義の項目です。1項中にある文言を削り、同項に次のように加

える。アとしまして、「個人情報に含まれる氏名、年齢その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」、これを加えるということになっております。

また、イとしまして、個人識別符号番号が含まれるもの。俗に言うと、例としてはパスポートとか、運転免許証、そういった部類のものであります。

また、その次に、(2)としまして、要配慮個人情報。これは本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいうものであります。これを加えます。

また次に、第7条第2項、これは収集の制限という項目です。この中で、その次の行ですけれども、要配慮個人情報——先ほど説明した個人情報内容ですけれども、これについては収集してはならないということを加えております。

また、第8条、これは個人情報収集以外の利用及び提供の制限という内容ですけれども、この中では「使用」という文言があるわけですけど、それを「利用」に改めております。

また、第3章中、「個人情報の開示及び訂正の請求」を第3章として「個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求」に改めるものであります。

次に、139ページをお願いします。

これで、下から5行目ですけれども、第21条の4、これは利用停止請求の手続関係を説明しております。その第21条の4第1項を次のように改める。

(1)としまして、利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居住(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本陣の氏名及び住所

(3) 前条第3項において準用する第13条第3項の代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人が利用停止請求をすることができないやむを得ない理由

(4) 公文書の名称その他の利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項。

こういったものを加えております。

また、次に行きまして、第21条の(5)、この見出しを「利用停止請求に対する決定及び通知」に改めます。

また、4行後ですけれども、「実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用請求のあった日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、また当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をし、速やかに書面により通知しなければならない。」というふうに改めております。

また、141ページをお願いします。

苦情の処理ということで、第29条の2「実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適正、かつ、迅速に処理するよう努めなければならない。」ということで、この条項を第29条の2という形で加えております。

以上、今回の永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 前にちょっと質問したときに、いわゆる個人の情報っていう持っている、行政が持っているデータについて、いわゆるビッグデータは企業が活用してもいいようにする、そういう狙いを持った個人情報保護の改定だって聞いているんですが、そういうことで、本当にいわゆる我々の個人の情報データについて保護されることができるということになるのか。そういう意味では非常に不安があると言われてます。特にヨーロッパでは、グーグルなんか非常に大きい情報収集できる体制を持っていますので、逆にそういう企業に対しては規制を許可するというのがヨーロッパで今行われている状況があると聞いているんですね。単に行政のデータなんかを企業に示す。本来は企業が独自の調査活動の中でそういうデータを自分が収集する。それじゃ、べらぼうなお金をかけて収集しているんですね。それ、日本の場合は、それはいわゆる財界からの要求で簡単にそういうビッグデータを企業に活用してもいいよと。個人さえ特定されないようにすればと言うけれども、一つは、そういう非常に貴重な財産そのものを企業に丸投げしていいのか。

もう一つは、絶対に個人が特定されないといっても、膨大なデータを合わせれば、最近、テロのいろんな情報交換ということで、ほぼ世界中の通信を傍受して、その中から選別して特定している。日本でもその基地として福岡県にある何とか

という基地で、民間の基地ですよ、自衛隊とか国の施設でなしに、民間の基地でそういう日本の、世界中のまた膨大なデータを分析しているという話までNHKでこの間やっていましたよね。NHKかな、民放かな。そんなの聞くと非常に怖いんですね。今回はそういうことができるようにする改定だっけ聞いてるので、その辺はいかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今回の条例の改正です。これにつきまして、実施機関、当然、町も実施機関です。町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、また固定資産審査委員会、これは実施機関となっており、その実施機関の我々も含めた責務としましては、この個人情報のそこに関して必要な施策を講じなければならないと。これは国の法律でもありますし、町の条例の第3条でもきちとうたっております。

今、本町の場合ですけれども、例えばこういう個人情報をいろんな形で保有していますが、今のパソコンというか、いろんな電子データ関係、それにつきましては町のセキュリティの確実な執行というか、研修、また、その機器から外部へのデータの漏れというか、漏えい関係、そういったことがないようにセキュリティ関係は万全の体制をとっており、県内においても相当厳しいというか、セキュリティのかたい対応をとっているかと思っております。

今議員さんおっしゃられる、そういうビッグデータの、世界的なことも含めてかなとは思いますが、本町が今保有しているデータがむやみに外に出たり、また外部から搾取されるようなことがないような形で、万全の対策を今後とも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 本町のといいますか、例えば保険会社が一番、例えば保険会社の例を挙げますと、一番欲しいのは本町のいろんな疾病の特徴なんか、それは国民健康保険でも介護保険でもそういう情報を見れば、それは一つの型にはめれば一瞬のうちに出てくるわけですね。それを今回は個人名さえ特定されなければ、日本中の自治体から集められることができるようになるんですね。

例えば北陸地方の九頭竜川流域のこの地域は、例えば病気でいうとどういう特徴があるかとか、疾病でいうとね。そういうなのは、ある意味、一瞬のうちに保険会社が握れるんです。保険会社の保険金というんですかね。払う保険料ね。いわゆる国民健康保険とかいうんじゃないです。保険会社の保険ですよ。あの保険

料が決まるのは、何年かのデータ、事故なんか支払い、その関係で出てきたデータで料金を決めていくんですね、保険料、保険税を。いろんな自動車の保険なんかも含めて。

ところが、今度はある意味、その地域の疾病状況を見るだけで交通事故なんかもそういう情報をつかむだけで、ある意味、一瞬にしてそういうことができることになるということは、非常に企業のもうける条件、リスクを回避するような条件をそのデータから読み取れることができるんです。そういうことが言われている。だから欲しいと言われているんですね。

そういうのに、今の今度の国の法律に基づくこの改定ですが、国の法律はそういうことを狙っているし、それに基づいて改定される自治体の個人情報保護条例についてもそういう内容になっているということなんで、そこはどうしてもだめなんで。

例えば、今度のやつは個人から、それもう嫌やよ。この自分の個人情報利用してもらっては困るよという申し出がたしかできんようになってるということですね。それはおかしいんじゃないか。それはやっぱり町独自のいろんなことを考えなあかんのではないかと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、ビッグデータにつきまして、性善説、性悪説あると思います。

例えば悪用するのは、それはもうだめなことだと思いますが、そのビッグデータをもとに、個人の名前はとか、そういったのは別に、そういう人の動きとか、そういったものに、例えば新たな福祉サービスを生かしていく。今回も永平寺町、例えば今AI、IoTをやっていききたいなと思っている中で、コミュニティバスの運行状況、アンケートではなしに、どの駅でどういった方がおりて、その駅には何人ぐらいいて、この駅には何人おりなかった。そういったデータを入れることによって、より効率的な運行をすることができるというのもあります。

ただ、そういったふうにこれから、これは国の話、永平寺町もそうですが、住民の皆さんが快適に生きる、生活できる、時代の流れも非常に早いですし、少子・高齢化の中で、そういった支えになる新しい技術としてそのビッグデータを利用するというのもあると思います。

もちろん、そういった悪用とか、そういったものはしっかりとした処罰が必要だと思いますが、これから、より精度の高い、また例えばそのビッグデータが利



用できれば、今働き方改革の中でもいつも言ってるんですが、役場の事務の中でアンケートをランダムに3,000通、一回一回封筒に入れて、返ってきて、またそれを集計してやるよりも、そういった本当に人がどういうふうに動いて、どういう地点が人が求めているのか。

ただ、AIとかIoTは100%それを可能にすることはできませんが、8割はある程度人の動きはつかめるといって、そういったこともあります。いろいろな企業さんも社会貢献のため、またそういったためにこのデータを利用する方もいらっしゃると思う。

ただ、そのデータの悪用であったり、個人が特定できて、その個人が何か不利益をこうむる、そういったことがないようにこういった細かいことを盛り込まれているというふうに思います。

永平寺町としても、こういった盛り込まれていることによって、よりセキュリティに対する指導であったり、そういったことも可能になってきますので、永平寺町としてはそういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、町長、性善説って言いましたよね。企業に性善説ってありますか。

○町長（河合永充君） いや、みんな社会貢献で頑張られています。

○9番（金元直栄君） いや、僕は言いますが、企業はもうけの前には人間の命も踏み倒していくんですって。それが今の社会の現実です。

それは、誰が見てもそうですよ。今度の働き方改革でもそうでしょう。

○町長（河合永充君） いや、違うと。

○9番（金元直栄君） いえいえ、事実ですよ。それは過労死は個人の能力ではとめられません。そういう制度です。

だから、例えばこの個人情報の保護の問題で言うと、それに違反するとということですが、例えばヨーロッパの例で言うと、これに違反した企業は26億円の罰金ですって。でも、日本では30万円以下の罰金ですよ。だから、個人情報の特定が非常に問題です。ビッグデータの活用は企業が良心的にやればいいということじゃない。もうけのためにやるんです。それははっきりしています。

それからもう一つ、ことしは大雪でしたよね。大雪のときに個人情報を出すかどうかというのは、いつも災害のときにどうするかというのが話題になるんですって。人の命すらまともに救うことを正面に据えて考えてない個人情報保護法。

自治体に置いてる活用も含めて、具体的に示されていない内容の中で、何で企業に我々のビッグデータそのもの渡すんですか。それは企業の独自努力で、お金を出して買うんですよ、普通は。それに手をかすような条例の改定というのは、それはやっぱりおかしいと思いませんか？ 率直に聞きます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今ほど災害時、今回の降雪時、いろんな対応をさせていただきましたし、ご協力いただきました。きのう一般質問の中でもお答えしたと思うんですけども、そういった要援護者関係の名簿とか台帳、これにつきましてはあくまでもその本人さんのご了解なり、同意を得て情報を集めて、またそれに関係する機関なり団体にもお示しするというふうな形で、あくまでも本人さんの了解を得ての資料というか、情報であるかと。

それはそういう目的で利用するということをご理解いただいたの対応なんで、そういった意味で、今おっしゃられたような、そういう災害時、緊急時に関しましては、ご了解のもとに、そういった情報をお出しし、皆さんのご協力、ご支援をお願いしているという対応をとっているのが現状でございます。

また、議員さんおっしゃられる、そういうビッグデータ、また大きい問題ではありますけれども、これはあくまでも——あくまでもという言い回しはおかしいんですけども、そういう企業的な考え方が主になっているかと思えます。

当町の今回のこの条例改正につきましては、実施機関の町として、またいろんな議会各種委員会、それとしての情報の保護を目的なり、これはこうでなければならぬという規定を定めたものであり、目的外には利用しないというようなこともうたっておりますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定いたしました。

～日程第6 議案第43号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第6、議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

議案書の142ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地域未来投資促進法による基本計画に基づき、対象業種に新たに成長産業を追加するとともに、特定地域に重点促進区域を追加しまして、地域未来投資促進法との整合性を図るとともに、産業の振興、高度化及び雇用機会の拡大を図り、産業の発展に寄与することを目的とするものです。

改正内容としましては、第2条第1項第1号を「情報サービス業試験研究所または成長産業」に改め、第5号の次に第6号としまして「成長産業」の用語の定義を新設するものです。

また、第2条第2項第3号の「農村地域工業等導入促進法」の法律の一部改正によりまして、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改めるものでございます。

第3号の次に第4号としまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法ですが、に規定する重点促進区域を新設するものです。

なお、附則としまして、施行は公布の日からといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） この第2条の4項ですか、地域未来投資促進法に規定する重点促進区域ということで書いてあるんですが、これ文章がこれで切れているんで

すか。点もないんでようわからないんですが。きちっとしてほしいのが一つ。どこまで文章があるかわからないので、これでは。

もう一つは、この重点促進区域というのは、前示された福井県全域のことを指すのか、それとも本町内なら5カ所について指すのか。その地域の特定というのはないのか。ばくっとこの辺という感じで示してあったと思うんですが、その辺はどうなっているんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、第2条第2項第4号ですか。条例本文でいきますと、特定区域というところで、今言われる地域未来投資促進法に規定する重点促進区域というものをこの条例でいう特定区域に加えますよということなので、区域でとめます。

重点促進区域というのは、永平寺町全体を促進区域として認定しておりまして、その中に5つの重点促進区域を設けております。その重点促進区域のことでございます。

○9番（金元直栄君） これは丸やね。やっぱり条例ならきちっとしてほしいと思うんや。

○総合政策課長（平林竜一君） 本文は丸ないので、その区域でとめているところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 条文は、そういう終わり方僕ないと思っているんやけどね。最低、文章がきちっと終わるなら終わるようにしてもらわんと。

私、あんまり国語は得意でないですけど、一応日本人ですから。いや、それ、教育長に聞いたら悪いですって。

もう1点、僕はこの重点促進区域、大体は聞いているんやね。しかし、それをきちっと町の方針としては番地なんかで特定することはないってことなんやね。大体ああいう感じで示すということでもいい。ああいうというのは、以前示された。文章で示された。そういう位置づけで町本庁内は進めるということなんやね。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 以前、10月の全協にお示ししました、今おっしゃる円で囲ったような区域、実際にはその付近というような表現をしておりますので、その付近という解釈と、あと字地番でも表示している部分もありますので、そう

いった大字ということになりますと、いわゆる付近と同じような解釈ということで理解いただければと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） いや、僕がここにこだわるのは意味があるんです。本町には工業団地みたいに行政が投資してつくったところはないと。それをどうするかという意味では、こういう区域設定みたいな形で出てきていると思うんですね。

ただ一つ僕は心配なのは、この「永の里」の問題でもあったんですが、行政に相談すれば、行政があっせんしてくれるのかどうかというのが僕は非常に企業立地には大事やと思うんです。あこは自分で土地を探せ、交渉しろというのは、企業一番嫌がりますよ。ただ、ここが準備されてないと、企業立地がなかなかいかないということで、僕は前からそういう、これ僕は指定したのは、あんまり地域未来投資法というのは好きでないですよ、僕は。好きでないですけど、こういう指定して、その地域に進出する希望のある企業に対しては行政がちゃんと話にのりますと。交渉にも一緒に参加させていただきますということで、きちっと位置づけたものにするための条例というんなら、僕は町に産業を呼んでくることにつながりますから、そういう意味では特定企業にというのはあんまり気にいらんのですが、そこは10歩ぐらい譲って、それはいいのではないかなと思うんですが、その辺はいかがなんでしょう。要するに、行政がきちっとやっぱりしてくれるのかなと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） あくまでも地域未来投資促進法というのが今後成長分野といいますか、成長する可能性のある、市場拡大の可能性のある分野での企業を、企業みずから進出するものを応援するといったような法律でございます。

そういったものを基準に、今、町の企業誘致促進条例を改正するというようなことで、あくまでも民間の企業進出を促進するという意味ですので、そこへ行政が入って場所を用意するとか、今言った産業団地をつくるという意味ではなくて、用地交渉に町も行くとかっていうことではなくて、あくまでも企業みずからそこへ入ってきたいというような、その入っていく場所について重点的に永平寺町としてはこの場所というのは当然、高速交通ネットワークの中でそういった福井北ジャンクションインターですとか、中部縦貫自動車道の全線開通も含めて、そういったインター周辺とか、そういったところについては、当然、今後、発展性があるというふうなことで、そういった場所を重点促進区域にされてますよとい

う情報は当然、企業さんのほうには提供しますし、そういう区域でこういった特例といいますか、症例措置がありますよというのは当然、町のほうからも情報は提供させていただきますが、そういった中で用地交渉が町が入るとかっていうことではなくて、あくまでも民間主導で、民間が積極的にそこへ企業進出していただくというのが趣旨でございます。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） この間、今、地方創生がありましたように、何とか企業誘致ということでいろいろな企業さんが相談に来られる件数もふえてまいりました。その中で、最初はやっぱり職員、長いこと企業誘致をしていませんでしたので、その相談についてなかなかよいアドバイスをできなかったところがあります。そのアドバイスというのは、申請はこういうのが必要ですよとか、もちろん、そういった企業さんはコンサルティング入られてますので、打ち合わせとか、なかなかできなかったという状況も最初のほうはありましたが、今、職員もいろいろ地域未来投資法とか、あといろいろな北インターの周辺の進出のお話とか、銀行さんとの連携の中で、一つ一つノウハウといいますか、この企業誘致に対してどういうふうな手続が必要なのかとか、どういったものは早いうちにしたらいいよとか、こういった書類はできてますかとか、そういったお話しはできるようになり、レベルが上がってきているというのも実感しております。

やはりこの企業誘致、地方創生の目的が企業が来ていただいて、雇用の場が生まれて、若い人たちが定着していただく。そしてまた、企業ができることによって税収がふえて、またそれを住民サービスに還元していく。好循環にしていく。そのためには、大きな大切な要因になってきております。

昔ながらに、何か特定の企業とか、そういったのではなし、そういったことはもうありませんし、してはだめですし、しっかりと手順にのっとって、意欲のある企業の皆さんに来ていただく、そういった取り組みをこれからもしっかりとしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 最後です。

僕は2例示します。エフコンピュータが旧松岡町で進出したいということで、いろいろ土地を探しました。そのときには、町の企画課、もう亡くなられた、議員されてたマエガワさんが一生懸命になって、用地を交渉にも当たって探して、吉野塚でやったんですが、それはちょっと絶対面積も確保できない。値段の差も

あった。

ところが、県大の前でかなり進んで、6反までは田んぼ。1町歩欲しいというのに6反までは交渉で進んだんですね。ところが、もう4反が確保できないというので、それは最終的には撤退されたんですが、やっぱり今、丸岡のほうへ行ってますけどね。

そういうようなのも、本当はやっぱり行政がもう少し一生懸命になれば立地したのかなって。優良企業だったと僕は思いますね。

もう一つは、福井県立大学の立地のときもそうです。県から相談があったときに、あそこには工業団地がありました。少しでも松岡のほうにもということで、渡新田、兼定島の土地について、その交渉に入ったのはやっぱり町ですよ。

だから、僕はそういうことでまとめる力が行政が加わることによって安心感も含めて、随分増すになると思うので、僕は県外とか、優良企業が立地しようとするときに、それは用地確保まで含めて企業任せにしておこうと思うのは、それはやっぱり片手落ちではないかと思います。もっと行政が協力できるような体制をとったほうが、より立地しやすい。そういうことを売りにすることがやっぱり企業がそこに取りつきやすい条件づくりになるのでないかなと思うので、そのことだけ言っておきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

中村君。

○14番（中村勘太郎君） 一つだけ確認をしたいと思うんですけども。

法律とか、条例改正というのは、一般的にも本当に解釈のしにくいところで、なかなか飲み込めないということですけども、この第2条の6項、成長産業、新たな市場の開拓や新たな事業を創出することを見込まれるんでということで、工業化であった、産業、言うところ工業等が今までは要するに推進してきた事業とかが、産業化の時代になったということでの産業促進法と改めるというんか、そういう社会の仕組みがこういうふうになってということでもなしに、地域の農業が、これ、農村産業法やね、に改めるとしてあるんですけども、農村地域の産業の導入の促進等に関する法律、以下、農村産業法というに改めるということで、工業等の導入促進法を産業の導入促進法に改めると。こういう条例もこういうふうになる、改正するわけでございますけれども。

なかなか、何でこういうふうなあれがあるのかなと。国の流れで法律が変わって、その条文をそういうふうにして本町における条例を改正するに至っていると

いうことで、ただ、単なるそれであればいいのかなというふうに思うんですけれども。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） この条例において、特定地域というものを定めております。それは、先ほどの地域未来でいう重点促進区域とは別に、この条例で言う特定地域というものを定めております。それは後ほどというか、その条例で言う第3条による症例措置といったものをこの地域における企業に対して症例措置がありますよという意味で、この条例上の特定地域というものを定めています。それが先ほどの農工法、いわゆる農工法が、その法律が変わりまして農村産業法に変わったよということだけなので、その特定地域、幾つかある中の農工法という法律が改正になって農村産業法という法律に変わりましたっていう解釈でお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） そういうことで理解しておけばいいということで。

ただ、この一般の町民の方々におかれましては、これ、なかなか今企業の云々、産業のあれですので、なかなかのみ込んでおられないというようなことで、困惑している方、住民の方もおられるんですね。何か農地がちやがちやがになるんやろうか、また変なあれ。それは町の指導のもと、検閲が入ってこういうふうにしてきちっとなることだといふうには説明はしているんですけども、なかなかそこが心配されている方もおられると。どういうふうになるんやろうかと。

そういったことを懇切丁寧にといってもなかなか理解しにくいところはしにくいかと思いますけれども、時期を早々に、追々にやっぱり住民に理解を得ていただく条例も、住民にこれをせいと言うんでなしに、住民の腹に入れて理解をしていただくようなあれも必要かなと思いますけど。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

小畑君。

○7番（小畑 傳君） 一番最後の地域未来投資促進法という法律は、たしか5年の期限が切ってあったなと思うんですが、これは延びる可能性もあるだろうと思うんですが。仮にこれ、5年で終わった場合には、ここらあたりの見直しもあるということなんですか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 現時点でその年数につきましては、一応その5年と



いうことですがけれども、その5年後にどういうふうにもた法律が改正されるとか、継続されるとかというところもあろうかと思っておりますけれども、現状としましては、永平寺町としましては、この重点促進区域というものを設定した理由というのは、先ほど言いましたように、北陸自動車道と中部縦貫がつながって、高速交通ネットワークが完成するといった中で、やはり重要なポイントとして、そういったジャンクションとかインター周辺というのはやはり企業が来やすい場所というか、企業が進出しやすい場所というふうに考えておりますので、その法律云々ということではなくて、やはり企業をみずから進出しやすいような環境づくりをするという意味では、こういった条例そのものは残していきますので、そういった中で重点促進区域とか、そういったものは継続していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） さっきの中村議員のご質問なんですけど、乱開発をするとか、そういったのでない。農地はしっかり、優良農地はしっかり守っていく。また、開発するところはしっかりしていく、そういったことはしっかりと肝に銘じて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また説明もしていきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですので、本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時19分 休憩）

---

（午後 2時20分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

これもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす6月8日から6月11日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、あす6月8日から6月11日までを休会とします。

なお、6月11日は、午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

6月12日は9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 2時21分 散会）